



いんふおめーしょん 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2016
3.22
no.149

Report

- ① 18 歳選挙権実施に向けて、学校に求められる主権者教育
東洋大学社会学部福祉学科助教授 林 大介 1
- ② 第 14 回東日本大震災子ども支援意見交換会 2015/7/3 報告
子どもたちの心のケア支援を巡って
東日本大震災子ども支援ネットワーク 小森 雅子 7
- ③ 第 15 回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
はらっぱ子ども編集部 2014 報告書
はらっぱ子ども編集部 16
- ④ 第 15 回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
子どもの権利トークカフェ
子どもの権利条約ネットワーク 21

Event Information

第17回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業
募集について 25

Document 2015.11.9 ~ 2016.1.8

子どもの人権や教育に関する報道と記録から 26



18歳選挙権実施に向けて、 学校に求められる主権者教育

東洋大学社会学部福祉学科助教授 林 大介

はじめに

公職選挙法が改正され、2016年7月から「18歳以上」が国政選挙、地方選挙などで投票することができるようになりました。参政権が拡大するのは1945年に女性参政権が保障されて以降、70年ぶりです。早ければ、7月の参議院議員選挙からとも言われています。

「18歳選挙権」が急に浮上した背景には、憲法改正に必要な国民投票について定めた「改正国民投票法」(2014年6月施行)を挙げることができます。「改正国民投票法」においては、その投票年齢を4年以内(つまり2018年まで)に18歳以上に引き下げることとしており、これに合わせて選挙権年齢も引き下げること、共産、社民両党を除く与野党でプロジェクトチームをつくって議論がされていました。2014年秋の臨時国会で選挙権年齢を引き下げる公選法改正案が提出されましたが、衆院解散で廃案となり、今回、改めての審議入りとなり、全会一致での可決・採択となりました。

1 子ども・若者と政治

(1) 若者の選挙離れ・政治離れが言われるが

2014年の総選挙は、突然の解散で有権者のおとな自身、何が争点だったのかが分かりにくかったためか、投票率も戦後最低の52.66%を記録(2012年は59.32%)。20代の投票率は37.89%と平均よりも大幅に低くなりました。

こうした状況を背景にして、「若者の投票率は平均を大きく下回っており、若い人は政治に興味が無い」「選挙権年齢を引き下げても、若者は政治を判断できない」という声もよく聞きます。子どもや若者が政治に関心が無く、判断できないのは本当なのでしょう。

内閣府「平成25年度 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」⁽¹⁾によると、日本の若者の政治に対する関心度は、『関心がある』50.1%、『関心がない』42.6%でした。調査に参加している7か国を比較すると、最も関心が高いのはドイツ(69.0%)で、韓国(61.5%)、アメリカ(59.4%)、英国(55.8%)、フランス(51.8%)、日本(50.1%)、スウェーデン(46.4%)となります。また、「子どもや若者が対象の政策や制度は対象者に聞くべき」について67.7%が『そう思う』と答えています。政策決定過程への関与について当事者としての声を聞くべきだとの声は他国と比べるとそれほど低くはありません(韓国77.1%、アメリカ72.7%、英国73.3%、ドイツ79.2%、フランス70.9%、スウェーデン77.0%)。

若者は、政治に対して自分たちの声を届けたいと思っているのです。むしろ、「若者が政治から離れている」のではなく、「政治が若者から離れている」と言えます。「若者の政治離れ」を嘆くのであれば、それこそおとな自身が範を示すべきです。そもそも「美しすぎる市議」や「号泣県議」を当選させているのは“おとな”であり、そうしたおとなを、子どもたちは見えています。

だからこそ、投票することはもとより、地域の課題について、世の中の動きについて、おとなが子どもや若者に話し、子どもや若者が感じていることや考えていることをおとなが聴くことが、子どもや若者に主権者意識を芽生えさせることにつながっていく必要があるのです。

(2) 「18歳選挙権」によって変わること

そうした中で今回の「18歳選挙権」。前述しましたように、「憲法改正」が背景にあるのは事実で、憲法改正に対しては賛否含め多様な意見、立場がありますが、憲法を改正するかどうかを最終的に決めるのは、総理大臣でも国会議員でもなく、有権者です。国の根幹である憲法の改正について、今までよりも若い世代が関わるができるようになるということは、それだけ多様な世代の意思表示や選択の機会が広がることになります。

また、18歳ということで、高校3年生のクラスの中に選挙権の「有る子」と「無い子」が混在することになります。大学進学や就職を機に故郷を離れてしまう人が多い中、高校へは、住民票がある自宅から通学する子がほとんどです。つまり、高校在学中に自分が生まれ育った地元で投票することにより、地元のことを深く意識し、友達や家族と選挙や政治に着いて話す機会が生まれやすくなります。

そして、「18歳選挙権」の実現によって、これまで語られることがほとんどなかった「政治教育」に注目が集まったことは大きなポイントです。もちろん、学校における政治教育のあり方、特に教員の政治の扱いはこれまで以上に「中立性」が問われるようになります。だからこそ、「政治教育」を学校だけで取り組むのではなく、家庭や地域、あるいは職場などでも取り組んでいくことが不可欠になります。当然、立候補する側は、18歳が理解できるより分かりやすい政策を打ち出すことが重要となります。

(3) 「主権者教育・政治教育」を家庭、地域、学校で

有権者となる前に、模擬選挙等を通じて有権者になるためのトレーニングや、政治や選挙について考え、話題にし、身近に感じることも大事です。民主主義は、子ども時代からの経験によって培われていくものであり、手間がかかろうともしつこいくらいに民主主義を意識して、子どもに働きかけることが重要です。

世界の中で、非常に少子高齢化が進んでいる日本では、子ども・若者の割合はさらに減っていきます。とはいえ、選挙結果の影響をより長く受けるのは、今を生き、次代を生きていく世代です。50年、60年と生き続ける子どもたちが、社会に関心を持ち参加することは、賢い有権者を育てるためにも、そして主権者意識を育むためにも、大切なことです。実際、東日本大震災で被災した自治体においては、復興計画を検討する会議に、有権者では無い小学生や中学生をメンバーとして参

加しているところもあります。子ども時代から、「地域の担い手」という意識を持つことは、それぞれ主権者としての自覚と責任を意識することになるのです。

2 主権者教育としての「未成年模擬選挙」の意義

(1) 未成年“模擬”選挙とは

「未来の有権者」が、動いている政治を“生きた教材”として活用し、生活に密着した課題を深め、社会参加していくためのキッカケづくりとして実践されているのが「未成年”模擬”選挙」(後援:文部科学省ほか)です。日本では2003年の衆議院総選挙で全国の7校が取り組んだことから各地に広がっています⁽²⁾。

「未成年“模擬”選挙」は、実際の選挙日程にあわせて、実際の選挙の立候補者・政党に対して投票を行う取り組みであり、「架空の政党」や「歴史上の人物」への投票といったいわゆる“投票体験”“選挙体験”とは異なります。実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙は、海外では「シティズンシップ教育」「主権者教育」としてポピュラーです。アメリカでは最終的に700万人の未来の有権者が投票し、スウェーデンも全土の中学校で取り組まれて42万人が参加するほど盛り上がっています。

第47回衆議院議員総選挙(2014年12月21日執行)における「未成年“模擬”選挙」では、学校や街頭、ウェブなどを通じて未来の有権者8,343人(有効投票数)が投票しました。模擬選挙の結果を実際の選挙結果と比較しますと、大差はありませんでした。確かに未来の有権者は実際の有権者と異なり、実世界において責任ある立場で生活しているとは言い難く、また模擬選挙の投票結果が自分たちの生活に反映されるわけではありません。そのため、ある程度は“希望”的な投票行動につながっている面があったり、労働組合や宗教団体といった“組織”に関わっていないため、そうした組織における行動に左右されません。こうしたことを差し引いても、実際の選挙結果と模擬選挙の結果がほぼ同じということは、未来の有権者の判断は、“おとな社会の縮図”とも言えます。

「子どもに政治のことが分かるのか」「政治は遊びではない」「そもそも模擬選挙は公職選挙法に触れる行為であり、たとえ有権者ではない子どもであっても違法だ」といった批判の声が今でもあります。教育の政治的中立性への懸念からか、未成年模擬選挙の実施を躊躇する自治体も多く、実際、準備を進めていた中学校において、実施直前になって教育委員会から実施中止の通達が出されるなど、今もなお、「生の政治」を子どもから遠ざけようとする教育委員会は存在します⁽³⁾⁽⁴⁾。最近では、山口県の県立高校で、実際の政治課題について3時間の議論を経て高校生が賛否を投じたことについて、県議会で議員が問題視し教育長が謝罪するなど、現場の教員の意欲を減じさせるかのようなことがまかり通っています。

とはいえ、模擬選挙を通して、未来の有権者は自分が“主権者”だということを自覚し、将来有権者になるということを認識していきます。子どもが民主主義や政治の仕組みを学ぶ「未成年“模擬”選挙」は、まさに成熟した市民社会を未来の有権者が築くために重要な機会となっています。だからこそ、政府や文科省などによる評価は、これまで「未成年“模擬”選挙」という“生の政治”を扱う教育の実施に苦労してきた学校現場にとって追い風となったことは事実で、18歳選挙権導入に

よって、シティズンシップ教育の一つとしての役割を期待されるようになってきました。

(2) 学校での模擬選挙

こ模擬選挙の投票方法は「学校」「街頭」「ウェブ」の3つに分けることができますが、模擬選挙に取り組む学校は増えてきています。

学校における模擬選挙は小学校、中学校、高校、大学それぞれで取り組まれており、①教員による事前学習を重視する実践、②生徒の裁量に任せ事前学習を重視しない実践、に大別できます。

①の例としてオーソドックスなのは、2時間(45分×2コマ)を使用して、1時間目に選挙の概要説明と候補者についての学習をし、2時間目に選挙公報を見て「気づいたこと」「疑問に思うこと」を5～6人のグループで意見交換した後にクラス全体で意見交換を行い投票する、という取り組みです⁽⁵⁾。

時の政策課題を学んだ後に各政党に質問状を送付し、その回答を基にしてディスカッションを行って投票する、ボートマッチ(政治課題に関する複数の設問に答えると、自分の考えに近い政党が分かる)を授業内で行うなど、模擬選挙を行う前に生徒自身が考える時間を設ける例が見受けられます。50分で完結することも可能であり、手軽に取り組むことができ、かつ、小学校、中学校、高校、大学のどの学年でも取り組めます。

いずれにしても、当日、突然模擬選挙を実施するのではなく、事前に「次の授業で模擬選挙を行うので、家庭で保護者と選挙や政治について話してきたり、最近の新聞やニュースを見てくるように」と呼びかけることが大事になっています。

また、②の実践例としては、授業で選挙制度の説明を行い新聞の選挙報道特集などを各クラスに張り出し、生徒に主体的に模擬投票所(社会科室などに臨時で設置)に投票に来てもらう⁽⁶⁾、選挙説明と各党党首第一声をまとめた社会科通信(プリント)を配布して、学校の選挙管理委員会や生徒会役員などに模擬投票所の運営を任せる⁽⁷⁾、というものがあります。

(3) 模擬選挙実施上の課題

前述の①の場合は、丁寧に取り組む一方で授業時間の確保が不可欠となるため、突然の解散→総選挙という場合に準備が間に合わないという課題があります。②は、生徒の自主性に任せるとはいえ、授業内やHRなどで模擬選挙の実施を呼びかけないと投票率が上がらない、という側面もあります。

また、特に中学校の場合は、模擬選挙に関心がある社会科教員が「公民」を教える中3を担当していれば模擬選挙を実施できるのですが、「歴史」や「地理」を教える学年を担当している場合は、模擬選挙を実施するのが困難になるという状況もあります。

もちろん、「政治的中立性」の観点からも、教員が特定の政党・政治家の支持を明確にしたり、賛成・反対を伝えることは好ましくなく、多様な選択肢を提示する中で、児童・生徒自身が「自分で考え、自分で選択する」という、民主主義にとってはなくてはならない機会を創出していくことが不可欠なのは言うまでもありません。

3 主権者教育を展開するために

(1) 教科の枠を超えた取り組みに

模擬選挙は「政治」を扱うため社会科系の科目（特に、中学公民、高校の政治経済など）で取り組まれることが多いのですが、何も社会科系の科目だけで取り組む必要はありません。

〈時事英語〉の時間に英字新聞を読み取らせて実施する、〈家庭科〉でWLB(ワークライフバランス)や保育・介護などを扱う時に取り組む、〈国語〉で新聞の論説を読み取らせたり演説文を自分で考えてみる、〈美術〉で「選挙ポスター」をデザインしてみたり選挙啓発ポスターを考える、〈数学・理科〉で投票率を始めとするグラフの読み取り方を教えたり効果的なグラフの作成方法を学ぶ、担当するクラスのホームルームで実施する、放課後に生徒会中心で行うなど、教科を超えて実施することはいくらでも可能です。当然、「人権学習」の一環として「子どもの意見表明」を扱う中で、子どもの政治意識や社会意識を高めるプログラムとして実施することもできます。

いずれにせよ、各学校でやりやすい方法を検討されるべきでしょう。

(2) 「家庭」「自治体」でも主権者教育を

主権者教育を担うのは、何も学校だけではありません。前述しましたように、学校だけの取り組みとするのではなく、地域の団体とともに取り組むことによって、生徒自身も、地域との関わりを意識できます。

選挙管理委員会、明るい選挙推進協会、新聞記者、PTA、町内会、自治会、青年会議所等、学校の周りには多様な協力者がいます。「学校」は政治を学ぶ場を提供し、学ぶ内容を地域とともに創りあげれば、教員が「政治的中立」を気にしないで済むというメリットも生まれます。

また、選挙や政治について、家庭で話すことを呼び掛けることも大切です。児童公園、コミュニティバスのルートなど、子どもも関わる政策は子ども参加で話し合い、決めることが、自分の町の課題を知り、その解決に参加することにつながるからです。

(3) 選ばれる側の「政治家」「政党」の意識改革

何より重要なのは、選ばれる側である「政治家」「政党」が、自分たちが掲げる政策を分かりやすく発信していくことです。中学生が理解できるのであれば、有権者だって理解できます。難しいものを難しく語るのではなく、分かりやすく語ることが政治家には求められているのであり、きちんと伝えていく努力を惜しんではならないのです。

(4) 日常生活の中で、「生の政治」に出会う機会を

本稿で紹介した模擬選挙は、実際の選挙と連動して実施しているため、選挙が無い時期にどのような取り組みを行うのが重要になってきます。また、模擬選挙は、あくまでも「生の政治」に出会うきっかけとしてでしかありません。

むしろ、日常生活の中で「生の政治」について考えたり、話したりしていくことが、より大事になります。新聞やテレビで取り上げられる様々な社会的な課題について、身近なテーマとしてとらえる

ことができるような投げかけを、おとなは子どもに対してしていくべきなのです。

- 1: 内閣府「平成 25 年度 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」
http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/thinking/h25/pdf_index.html
- 2: 未成年模擬選挙は、NPO 法人 Rights が 2002 年から「政治教育」の一環として取り組んできたが、「公平・中立・公正」を期するために模擬選挙事業を切り離し、2006 年 12 月に模擬選挙推進ネットワークを設立。特定の政党・宗教団体などの影響下でないグループ。これまでの模擬選挙の投票結果や実践者向けハンドブック、ワークシートなどについては、模擬選挙推進ネットワークのウェブサイトにアップされている。
模擬選挙の意義や歴史、実践例、諸外国の取り組みについては、『未来を拓く模擬選挙』編集委員会編(2013 年)『実践シティズンシップ教育 未来を拓く模擬選挙』(悠光堂)に詳しくまとめている。
<http://www.mogisenkyo.com>
- 3: 2009 年 6 月の東京都議会議員選挙において、東京青年会議所江戸川区委員会が中学生に政治や選挙に関心を持つきっかけにほしいと企画した模擬投票が、江戸川区教育委員会の判断で中止された。候補予定者の討論を聞いた上で投票するという内容について、区教委は「教育基本法に抵触する恐れもある」として認めなかった。
<http://www.tokyo-np.co.jp/hold/2009/09togisen/news/CK2009062002000238.html>
- 4: 2013 年 7 月の参院選において、青森県弘前市の公立中学校で、実際の政党を題材にした模擬選挙を予定していたが、直前になって弘前市教育委員会が、「特定の政党の由来や綱領の細かい事柄に触れないとする学習指導要領に抵触する懸念がある」と判断し、実際の政党名を使うことに難色を示したため、架空の政党名での模擬選挙となった。
<http://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/news/20130710-OYT8T00422.htm>
- 5: 碓合宗隆(2008 年)「学校での未成年模擬選挙の実践」『18 歳が政治を変える!』現代人文社、p188-195、碓合宗隆(2013 年)「玉川学園小学部および中学部の実践事例」『未来を拓く模擬選挙』編集委員会編(2013 年)『実践シティズンシップ教育 未来を拓く模擬選挙』悠光堂、p44-53
- 6: 都立武蔵高校(当時)の松田隆夫教諭による実践。松田隆夫(2002 年)「13 年間「模擬投票」を実践して」構想日本
- 7: 芝浦工業大学柏中学校高等学校の杉浦正和教頭による実践。芝浦工業大学柏中学校および高等学校の実践事例(2013 年)『未来を拓く模擬選挙』編集委員会編(2013 年)『実践シティズンシップ教育 未来を拓く模擬選挙』悠光堂、p61-65
(模擬選挙推進ネットワーク事務局長/東洋大学社会学部社会福祉学科助教 林大介)





第14回東日本大震災子ども支援意見交換会 2015/7/3 報告

子どもたちの心のケア支援を巡って

東日本大震災子ども支援ネットワーク 小森 雅子

昨年7月3日、衆議院第二議員会館多目的会議室にて、東日本大震災子ども支援ネットワークの第14回意見交換会が開かれた。

今回は「5年目の子ども支援を考える」と題し、被災地における子ども参加型調査について、国際的な子ども支援の取り組みについて、石巻市での学習支援活動について、ふくしま子ども支援センターの活動について、被災地における子どもの心の問題について、それぞれ報告いただいた。また被災地で中学生時代をすごした若者からの発言もあった。当日は衆参の国会議員6名を含む96名の参加があった。

司会は、森田明美さん（東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長）と荒牧重人さん（東日本大震災子ども支援ネットワーク運営委員）。

1 5年目の子ども支援に求められる総合的視点： 事務局長森田明美さんからの提言

5年目というのはどういう時期になるのか。人の移動が進み、問題が拡散し、埋もれていく。今年の5月5日に「5年目のメッセージ」を出し、3つの視点をあげた。子どもとともに復興すること、子どもたちのレジリエンス（回復力）を支援したいということ、子どもたちを分断しない、子どもにやさしいまちづくりをしたいということ。これに基づきさらに10の提案を出したのでポイントを述べる。

子どもたちが語り始める時期にきたということ、そのための発言の場を作りたい。子どもたち自身の力で居場所を作ること。中高校生は今まで支援の対象として見られてきた。今日来てくれた2人は中学2年生のときに被災し、多様な出会いや経験、挑戦によって力をつけてきた。すべての子どもたちが、次のステージに向かう力をつけられるわけではない。そのためには相談・救済の仕組みが重要であり、専門家の支援とともに、市民、家族が力を合わせて総合的に支援していくことも必要である。既存の制度と、被災地固有の仕組みをどう調整していくかということが重要になってきている。

支援は子どもたちが親になり次の世代を育てていくまで、少なくとも20年、30年と続ける必要がある。中高生の力を借りて、これからの災害に備える新しいマニュアル作り、支援の仕組みづくりに挑戦していきたい。

2 被災地における子ども参加型調査について：

旭川大学短期大学部 清水冬樹さんの報告

厚生労働省平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業課題 1 の結果について、報告をしたい。どういった子どもたちに調査をしたのか、学習支援が子どもたちにとってどういう影響や効果があったか、この 2 点について報告したい。

アンケート調査を子どもたちに行った。目的は 2 つあって、被災地の子どもたちの現状をしっかりと把握することと、調査自体を子どもたちの生活実態をしっかりと把握するためのツールとして位置づけるということであった。

調査は、支援者と子どもたちがふだんの生活状況を振り返りながらチェックしていく方法を用いた。詳細な方法や項目、結果については、東洋大学福祉社会開発研究センターのホームページにアップされているのでご覧頂きたい。

小学校 5 年生から高校 3 年生までの子どもたちを調査対象とした。学習支援を利用している子どもたちであり、震災の影響により、生活状況が厳しい子どもたちが対象となっている。また、例えば、児童館というのが児童福祉制度の中にあるが、児童館を利用している子どもたちの方が利用していない子どもたちより社会性が高いという研究結果がある。支援を受けている子どもたちは、力がついている、つき始めているのである。従って、分析の対象となっている子どもたちは、被災地の子どもたちの中でも、社会力等が身につきだしている子どもたちであり、被災地の子どもたち全般を代表する結果ではない。また、グラフを示しているが、福島県の子どもたちの年齢が若干低いのは、協力していただいた団体の関係もありこのようになっている。被災 3 県の子どもたちの成長の違いに関心があると思うが、それはこの結果からは明らかにできない。

特徴として、母子家庭の比率が若干高い。3 世代同居率はグラフでは分かりにくいですが 4 割弱、震災前は 44% だった。震災後は 3 世同居をしていた家族が分散していった結果が把握できる。調査に答えてくれた子どもたちの 4 割弱がひとり親家庭となっている。震災前はひとり親家庭が 24.6% で、両親揃っている家庭が 75.4% となっている。全国母子世帯等調査結果の概要では、子育て世帯の 2 パーセント程度がひとり親世帯である。震災における結果でひとり親家庭になったということもあるが、その前からひとり親家庭だったという子どもたちの割合が高い。母子家庭の割合が震災の前から高いという特徴がある。

住まいの状況を被災 3 県で分けると、福島が圧倒的に仮設住宅の割合が高い。被災 3 県の子どもたちの引っ越しの回数や転居の回数を比較すると、仮設住宅の割合が高かった分、引っ越しの回数も高くなっている。

先ほど森田先生からレジリエンスという言葉があったが、自己肯定感や将来をどう考えていくか、それらを高めていくことが必要であり、これらを高めるものは何なのかを分析した。複雑な統計解析を使って分析したところ、自己肯定感に関しては、学校と学習支援と年齢が影響を与える、将来に対する希望に関しては、学習支援のみが効果を示していた。

子どもたちにグループインタビューも行ったが、学習支援の場は、いろいろな立場の人と出会い、自分の考えを伝える方法が分かった、話を聞いてくれた、ということ語ってくれた。学校とは違った学びや出会いが学習支援の場所にあった、ということである。

どういった関わり方が力を身に着けることにつながったのかを分析した。自己肯定感と将来に対する希望について、親からの受容、学習支援の場で、役割が与えられたりする実感があることが自己肯定感に高い影響を与えていた。将来に対する希望は、学校、学習支援という場で、認められ必要とされる実感が子どもたちの力になっていくという結果だった。こうした関係性がつむぎだされる場で子どもたちは自分に自信を持ち、将来を描く力を身につけていくことが今回のアンケート調査からわかった。

3 国際的な災害子ども支援の取り組み： ユニセフ協会 小野道子さんのお話し

世界の災害被災者の半数以上が子どもである。災害支援の国際基準の中で代表的なものに「スフィア基準（The Sphere Standards）」がある。スフィア基準には、4つの権利保護の原則や分野横断コア基準、水衛生、食料と栄養、避難所、保健などの各事業分野の最低基準が明記されている。災害子ども支援の基準に関しては、スフィア基準に沿った形で、「子どもの保護の最低基準（Minimum Standards for Child Protection in Humanitarian Action）」がある。その他、「災害・紛争等緊急時における精神保健および心理社会的支援に関する IASC ガイドライン（The IASC Guidelines on Mental Health and Psychological Support in Emergency Settings）」や「教育分野の最低基準（Minimum Standards for Education）」も存在する。

子どもの権利条約には、①生存と発達の保障、②無差別、③子ども参加、④子どもの最善の利益の4つの一般原則がある。これら4原則をベースにして、「子どもの保護の最低基準」では、①支援活動によりさらなる危害に曝さない、②公平な援助を受けることができるようにする、③暴力などによる身体的・心理的危害からの保護、④権利の主張や虐待などからの救済支援、⑤子どもの保護のシステム強化、⑥子どもたちの回復力（Resilience）の強化という6つの原則が挙げられている。①から④については、スフィア基準と同じものであり、⑤と⑥は子どもの保護の最低基準が独自に設定しているものである。

ユニセフでは、毎年、世界中で200件以上の災害や人災などの緊急支援に対応しており、CCCs（Core Commitment for Children in Humanitarian Action）が緊急支援時のマニュアルとして使用されている。CCCsは、子どもの権利条約を基盤に、スフィア基準、子どもの保護の最低基準にも適合している。また、ユニセフでは、平時からの子ども支援として、「子どもの保護枠組み（Protective Environment Framework）」や「こどもにやさしいまち（Child Friendly Cities）」という概念も推進している。

ユニセフによる東日本大震災支援基本方針は、「震災前よりもよりよい状態へ（Build Back Better）」であり、震災を機会に、震災前にはなかった子ども支援体制を整備していこうという姿勢である。また、子どもは脆弱（Vulnerable）なだけでなく、回復力（Resilience）も持っているということから、子どもたちの主体性や参加を重視し、子どもたち自身の生きる力（life skills）の向上や子

どもを見守る大人への支援も重視している。これまでの活動から、以下の5つの分野を子ども支援の最低基準として提言する。

①「子どもにやさしい空間」を災害時の標準装備とする：避難所に子どもたちの遊びや学びの場を確保することは、子どもたちの心理社会的な回復につながる。

②中長期的な子どもの遊び、学びの場など子どもの居場所の確保：災害直後だけではなく、4年経った今も子どもたちの居場所は十分でない。世界の被災地でも行われている活動であるが、様々な遊び道具を積んだ移動式の遊び場も活用できる。

③行政との連携：民間団体ができることは限られている。行政との連携やモデル事業として実施することで、事業の継続性や波及効果を生むことができる。

④子どもにやさしいまちづくりの推進：孤児や遺児など特定のニーズを持つ子どもたちだけでなく、地域のすべての子どもたちへの支援という視点が大切。リーダー養成型でなく、学校の授業などを使った子どもたちが参加しやすい取り組みも重要。

子ども支援のための地域人材の育成と機関調整：地域で子どもの権利に基づいた活動ができる人材を育成し、確保すること。支援が届いていない地域へ支援を行っていくための他機関との積極的連携が求められる。

4 宮城県石巻市における学習支援の活動：

TEDIC 門馬優さんのお話し

この中で、東日本大震災が起きて、ほんとうによかったなあと思ってらっしゃる方はいますか？私たちの法人の活動は、このことばがきっかけになっている。

震災直後の夏休みの避難所で、中学3年生の男の子と出あった。その子は「語弊があるかもしれないが、ぼくは震災があって救われたと思っている」と話をしてくれた。震災で自宅を流され、親せきも亡くなる中、彼の家族はなんとか命からがら避難できた。震災前からずっと、不登校の状態にあった彼はいじめに会って学校に行けなかった。お父さんは震災直前にリストラにあい、アルコール依存症になってお母さんに暴力を振るっていた。お姉ちゃんもいたが、帰ってこなくなった。

避難所でも、あいつ不登校らしい、とか、噂も立ちながら生活していたので辛いこともあったと思う。唯一よかったのは、全国各地からいろんな方が支援に来てくださった、そういった方々が彼に話をしてくれた。「こんにちは」ただそれだけだった。いろんなものを背負っていても関係なく、当たり前のように接してくれた、そのボランティアさんに出会えたことで、彼はすごく気が楽になった。学校が再開し、体育館に避難をしていた友だちが学校に行く中で、彼はまたぼつりと体育館にいた、そのときもボランティアさんは、あれ、みんな学校行ってるけど行かなくていいの？みたいな、軽いテンションで話しかけてくれた、そのかわりがすごく良かった。震災があっているんなものを失ったけど、彼自身は震災があったおかげで、人とつながり、自分自身を受け止めてもらえた。そして、救われた。だから、自分は震災で救われたと思っている、と話してくれた。

冒頭の質問で驚かせてしまったが、東日本大震災で被災した子どもたちだけが大変なのかという決

してそうではなく、震災の前から震災がないと救われない、みたいな状態の子どもたちがいて、彼の場合は救われたかもしれないが、さらに困難な状況におかれている場合もある。その事実を、この男の子から教えてもらった。

子どもたちの状況は非常に多様になっている。私たちの活動は、学習支援、不登校の子たちのフリースクールの運営、大学の中退予防支援をしている。石巻の大学はひとつしかないが、10人に1人が中退している。今の大学生は、震災当時中学生や高校生だった。彼らはいろんな問題が先送りされる中で大学生になり、ドロップアウトして、社会とのつながりを断ってしまっているという状況がある。

学校と家庭という子どもにとって非常に大切な2つの軸があるが、それにうまくアクセスできない、もしくは関係性を持っていない子に対して、どう支援を届けるのか。保護者や家庭、学校以外の大人や場の存在が大切だと思っている。カウンセリングルームにもなかなか行けない。カウンセリングルームに行くということを認めること、それを見られることがすごく辛い。

石巻は厳しい状況が続いていて、不登校の数字も全国平均を上回る状況で推移している。小学校はグラフですごく下がっているが、今公営住宅への移転が進んでおり、また大きなうねりが来ると予想し準備している。宮城県は、中学生の不登校出現率は、2年連続で全国ワーストワンで、さらに石巻はその数値を上回っている。

経済的な状況もかなり苦しく、就学援助を受けている世帯は震災の前後、平成21年、26年の比較で4倍になっている。43パーセントの子どもが、就学援助または生活保護など何らかの支援を受けている。この事実をしっかり受け止めなければならない。資料の中で、お兄ちゃんのいるAさんが不登校になっている例をあげた。いろんな方が関わる中で、どこを切り口にしていくと支援につながるのか、ということはこの事例1つでもかなり考えさせられる。小学校、保健師さん、スクールソーシャルワーカー、弁護士、その他もろもろの関係者10人ぐらいのケース会議を続けている。それぞれの状況に応じた、子どもがアクセスしやすい支援を作ること、子どもたちの基礎となっている家庭への支援をどう作っていくのかということが大切だ。

5年目の支援ということで、7項目を挙げた。この課題は被災地だけの問題ではない。生活困窮者自立支援法や、今議論されている、多様な教育機会確保法の中でも議論になってくると思っている。被災地は厳しい状況にあるが、みなさまと力をあわせて今後も取り組んでいきたい。

5 ふくしまこども支援センターの活動：

ビーンズふくしま 中鉢博之さんのお話し

ふくしま子ども支援センターは、被災地の中長期に渡るニーズに対応して心のケアの専門家の派遣等に取り組むため、2011年に厚生労働省の要請で作られた東日本大震災中央子ども支援センターの福島県の窓口が前身となっている。平成26年3月に中央センターがなくなり、3県それぞれに子ども支援センターを設置し、福島県の現地窓口がふくしま子ども支援センターとして引き続き事業を行っている。財源は、被災した子どもの総合支援事業として交付金を使っている。広域にわたる避難者の支援や、県内で原子力災害について不安をもつ親御さんへのケア、心のケアの専門職の派遣調整に取り組んでいる。

福島県は、現在も4万6千人が県外に避難している。今年の4月段階の復興庁の発表になる。そのうち、子どもの避難者数が11292人で、これは4月1日時点の市町村の集計になる。4万人強のうちの1万1千人が子どもで、子育て世代の避難者が圧倒的に多い。一時期、福島から県外に避難されている方は6万人だったが、福島に戻ってきた方の人数に比して、4年たってもまだ避難生活を続けているかたのほうが多いということになる。

昨年度まで、福島からの避難者が一番多いのは、隣の山形県だった。除染等が進んで戻ってくる方が増え、現在は東京のほうが多くなっている。避難者の困りごと、何に大変な思いをしているのかを、年度を追って統計をとっている。山形県には自主避難の方が多く、強制避難区域と比べると賠償額も少なく、生活資金のことや住まいのこと、今後の生活のこと等、不安や困難を訴える方が多い。子育て世代の困難や困りごとを聞いた統計では、子どもに対してイライラしたり冷たく接してしまう、という回答が多い。お父さんは仕事で福島から避難できないけれど、お母さんと子どもだけは県外に避難している場合、孤立化した子育てのストレスが子どもに対する虐待につながったり、体調を崩してしまう。相談会でよく聞かれる声は、この避難生活がいつまで続くのかということと放射線の不安。いろいろな情報に振り回され、不安をさらに高めている。子どもも親も含めて自己肯定感を喪失しており、子どもの直接のケアと同時に、親も含めたケアが大事である。

家族の分断、別離、避難をもとにした新たな生活上の困難や困窮ということで、避難が長引くと経済的にも追い込まれる。避難で家族がばらばらになり、離れて生活することで生活面や放射線についての価値観のずれも出てくる。

家族が不安定になると子どもに被害が及び、2次的、3次的な被害が出る。福島からできる支援として、福島と避難先の都道府県の支援団体とを結んでネットワークを作り、私たちも訪問している。埼玉県でも自主避難者のお母さんたちのグループ作りや、会報によるつながり作りを支援したり、一緒に考えたりしている。47都道府県にいますので、そこに伺いながら支援活動をしている。

福島に戻ってきた方々のケアも必要で、放射線不安や、一度離れたコミュニティでやり直しができるのかという不安を抱える方が多い。ままカフェという取り組みでは、最初は不安な思いでいっぱいのお母さんが、スタッフや参加している他の当事者と福島での生活の不安を吐き出したり語りあうことで、ちょっと心が楽になり、必要な知識を得たり、考え方の整理もできる。食べ物や水に関して、どれぐらい放射線が出るのだらうということを、実際に計る取り組みをお母さん自身が学習し確かめる。ガラスバッジ、Dシャトル等、福島の子どもたちが実際に身につけている、放射線を計るための道具についてのお話や、遊びの問題、普通に子育て期の問題についても話されている。

心のケアは、ただ集まるだけではなくて、ちゃんと話せる、そこに支援の専門スタッフが入り連携することで、子どもの情緒不安定等が解消されていったという報告もある。福島県内の心のケアの専門家は今でも足りず、東京等から派遣していただいている。県外からの専門家の数は年間で831名になる。

こういう取り組みを県内の各市町村でやっている。子育て支援者向けの研修も実施しており、スキルや考え方を実践に生かすということで、お母さんたちのグループミーティングの開催や、不安解消の取り組みを少しずつ広げている。緊急期を過ぎたあとの支援なので、福島の地元の支援者が担えるよう

にしていきたい。

ホームページ等で情報発信もしており、県外の避難者には、今の福島はどうなっているのかということとをちゃんと伝えるということが大事になっている。避難生活や、避難生活をもとにした家族の分断など、子ども本人だけではなく周りの環境が弱っている。福島の子育て世代や、お母さんたちの不安は根強い。インフラの復興とはまた別に、長期的に取り組んでいかなければならない課題だと思っている。

6

被災地における子どもの心の問題への総合的取り組み：

国際基督教大学 橋本和典さんのお話

本日の意見交換会でも「レジリエンス」という言葉が出ている。トラウマを認め、語ることで荷を降ろし、その乗り越える過程で、柔軟かつタフ（レジリエント）な心の力を獲得することを扶ける「力動的心理学療法」が災害中長期にこそ必要である。今、これからの被災地に必要な心の知識を普及し、職種や学派を超えて心理学療法専門家を訓練・養成し、東日本大震災のみならず、今後のメガ災害にも備えて、恒久的な対策実践研究ができるセンターを作れないか。とりわけ、PTSDとそれが嵩じて生じる人生の問題に対応できる心理学療法専門家が常駐し、気になることが生じればいつでも相談できる常設機関の必要性である。仮称ではあるが「東北メガ災害心理教育対応研究センター」を設置すること、これがわれわれの提案である。センター設置提案に至ったわれわれの問題意識と、PTSD対応のモデル構築のために、われわれが実施してきた福島県郡山市と、宮城県仙台市での心の復興活動の成果と課題を紹介したい。

大震災を経験した方は、誰もがPTSDやうつになってもおかしくない、なって当たり前、という風にセンターの利用者に伝えている。症状の正常化と言う。心の中の嫌なトラウマ記憶が溢れないように抑え、さらに余震、放射線問題等々、生活にのしかかり続けるストレスに対応している内に、心身のエネルギーは奪われ、無力感が出る、やる気が途切れると言った抑うつ感は当然生じる。しかし、元来心の力のある方は、症状があっても隠して元気に振る舞える。仮設住宅に訪問しても「みんな元気でした」という報告があるが、元気の奥にPTSDや抑うつが隠れ、結局、それをとらえる目がないと、本人にすら心の問題が認識されない。こうして、被災者も支援者も、心の奥のトラウマや、それが形を変えて顕在化している心身の問題を見ない、触れない共謀が生じる。われわれは、このPTSDの共謀的否認を、震災、津波、原発事故に次ぐ、「第四の災害」と名付け警鐘を鳴らし続けている。

PTSDが重症化すると、生と死の感覚の混乱、心身症、あるいは医療にいても全く異常なしとされることが多い「医療的に説明できない身体症状（MUPS）」、犯罪行為にまで至る行動化、アルコール依存等ができる。虐待やDVの件数も増えている。震災関連自殺の数に含まれない自殺、事故で処理されている自死もたくさんあると思うが、その奥にも雪だるまのようなトラウマがある。ある厚生労働省調査では、被災3県の子どものPTSDの割合が、25.9パーセントとされている。省庁をはじめ様々な団体が対策に動いているが、PTSDの本質的理解を置いた対策は脆弱である。また、PTSDをよく認識している専門家ですら、「トラウマをつつくと悪くなる」ことを恐れている場合が多い。加えて、家庭、学校、企業などのあらゆる組織、地域に、トラウマ、PTSDに関する知識や市民レベルの予防教育のなされていないために、子どもの様子がおかしい、部下の元気がないと気づいても心配のみに

留めおかれるか、別の問題のラベルを貼られ心の問題は見てもらえないことも多い。結果、多くの方の心の痛みが残されたままになっている。

なぜ、PTSDの本質的対策がなされず、心の復興が停滞するのか。PTSD、特に今回のような大規模災害PTSDに即応できる心理療法家はほとんどいないことに原因の1つがある。読売新聞が「東北には心理療法家ゼロか」という記事を災害後すぐに書き、パニックが懸念されるほどの問題になったこともある。また、この要因に、トリアージ機構構築の失敗も重なる。トリアージ機構とは、まず来談した人の査定をして、何が問題かを同定し、優先順位をつけてしっかりと対応していくシステムである。救急期において、トリアージ機構を基づく組織的・体系的なPTSD予防、治癒、治療対応システムを構築することに失敗し、いまだに修正できず中長期に至っている問題は重い。

こうした問題認識により、震災半年後に、国際基督教大学の小谷英文先生（現名誉教授、PAS心理教育研究所理事長）と、宮城学院女子大学の足立智昭教授が中心になって、宮城県仙台市に震災復興心理教育臨床センターを立ち上げた。私は福島出身ということもあり、全日本不動産協会福島県本部から多大な協力を得て、2013年9月に福島県郡山市に福島復興心理・教育臨床センターを設置した。当初、何度、「新興宗教ですか?」と言われたか分からない。それぐらい、力動的心理療法や心の知識が全くに普及していないところを一から開拓するという仕事の大変さはあったが、地元企業人や市民の方々との協働で、「トラウマ対策はまだ間に合う」と呼びかけ、PTSDの治癒と予防教育活動が続けている。

災害PTSDは、「医療モデル」で解決するのは難しい。トラウマは認識しにくい性質があるのに加えて、心の問題で医療を活用することの壁は、非常に高い。偏見の恐れがあるからである。われわれのセンターは、「教育モデル」、「心理療法モデル」を噛み合わせている。「トラウマを怖がらず、なじみ語ることが心を強くする」「ストレスは、こういうサインで見ることができる」など、市民大学での講習会や、プロの心理療法家と身近に話し、相談し、接しながら、今被災地に必要な心の知識を伝える予防教育をし、さらに、気軽に心理療法や、コンサルテーションを受けることができる「心理療法コミュニティ」を2年かけて作ることができた。何よりの成果である。

センターには、たくさんの心の相談が寄せられるようになってきた。公表許可を得たものを紹介する。お孫さんが雨の日に外に出たがらないとおばあちゃんが困って相談に来た。なぜ、雨の日を嫌がるのか。雨を見ると、雨とともに放射線が降り注ぐことを恐れて家族中が緊張していた感覚や、怖い記憶がこみあげてくるからであった。PTSDの再体験症状である。また、大震災後からずっと頭痛がおさまらず、さらに霊が見えるようになったという中学生の相談例もある。彼女のお母さんが心配し、あらゆる病院に行き、手術もしたが頭痛は治らなかった。さらに統合失調症まで疑われたが、スクールカウンセラーの紹介で私どものセンターに来談。初めて震災トラウマの問題のトリアージがなされた。心理療法を受けると頭痛が治まり霊を見なくなった。課題は、このような仕事が提供できるプロ心理療法家のマンパワー不足と、安定した資金、拠点のなさにある。原発廃炉までの底なしのストレスを抱える福島にこそ、東北の心の復興を推し進める恒久的な心理教育対応拠点が必要である。その設置を、強く呼びかけた。

7 国会議員からの発言

伊藤信太郎衆議院議員、山口泰明衆議院議員、郡和子衆議院議員、吉田忠智参議院議員からそれぞれ発言をいただいた。また、山口和之参議院議員、小宮山泰子衆議院議員にも出席いただいた。

8 震災時に中学生だった若者の発言

○草野さん 中学2年3月に被災した。福島の人間として、将来結婚したり子どもを産むときどうなるかということをも中学生の時から考えてきた。上京し、いろんな人の原発に対する考え方を聞き、今まで考えてきたことがいったんくずれたが、中学生のときに考えた経験で、他人のいろんな意見をきいてもそこから自分の意見を作り出す力がついたと思う。被災地だけではなく、全国の小中高生に、ともに考える場や支援の場が提供できればいいと思う。

○小野寺さん 南三陸の出身。キッズドアの放課後学習支援を利用してきた。帰宅後は避難所や仮設住宅なので学習しがたい環境だったが、学校に残って受験対策を事細かに教えてもらったことは大きかった。今は横浜に進学し、南三陸出身だというと驚かれるが、初めて被災地の人を身近に感じた、もっと話を聞きたいといわれてうれしかった。自分の町の復興について考えてきたので、被災地について発信する会を自分で作りたい。

9 厚生労働省からの発言

厚生労働省からは、被災者健康・生活支援総合交付金について、また、昨年4月に施行された生活困窮者自立支援法にもとづいて学習支援事業が拡大し、全国300自治体で行われていることなどが説明された。学習だけではなく、居場所の提供、保護者への支援につなげていくことも含め、今後も各自治体に要請していきたいとの発言があった。

10 文部科学省からの発言

文部科学省からは、学びを通じたコミュニティ再生事業について、こどもの貧困対策について、高卒認定試験について、緊急スクールカウンセラー等派遣事業にもとづくスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣についてそれぞれ説明があった。

11 復興庁からの発言

復興庁からは、政府全体の取り組みとして、被災者支援50の取り組みの説明と、集中復興期間が平成27年度で終了し、28年度以降は復興調整期間となるが、引き続きしっかりと取り組んでいくとの発言があった。

12 まとめ

最後に森田事務局長から、5年目をむかえ、問題が拡散、潜在化しがちであるが、我々は子どもたちに対し、ずっと寄り添っていくんだ、ということ伝えていかなければならない、との発言があり、会を終了した。

第15回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

はらっぱ子ども編集部2014報告書

はらっぱ子ども編集部



助成金をいただけたおかげで、今年もはらっぱ子ども編集部の中から5人が「子どもの権利条約フォーラムin東京」へ行くことができました。去年とはちがうメンバーが参加したのですが、5人のうち2人が東京へ行くのも、新幹線に乗るのもはじめてでした。東京で感じたことや考えたことを中心にみんなで報告します。

はじめての東京

11月15、16日に東京に行きました。16日に早稲田大学で開催される「子どもの権利条約フォーラム」に参加することが目的でした。

1日目の午前中は観光にも少し行きました。電車のなかでは標準語が飛び交い、駅についてエスカレーターに乗ると、乗る列が関西と逆で何度も逆に乗ってしまうなど、驚くことだらけでした。竹下通りは、意外に細い道で短かったです。おしゃれなお店や楽しいお店、TVでやっていた原宿。テンションはMAXでした。子どもの権利について考える別のフォーラムが東洋大学で開かれていると聞いたので午後は東洋大学に行きました。(H)

東洋大学では、小学生ぐらいの子やおとなの方が話しあっていました。自己紹介は緊張してうまく言えなかったけれど、みんな真剣に話を聞いてくれてすぐに緊張がほぐれました。自分たちの今までの活動内容など発表してから、学校のこと、いろんな楽しい話をしました。おとなが半数以上で、先生や講師をしている方でした。なので、たくさんの良い話が聞けました。他に、良い先生と悪い先生やいじめのことについて話しあいました。ある子が、わかりやすいようにまとめてどんどん意見を言っていてすごいなと思いました。自分の言った意見もていねいにみんな質問してくれて、とてもよい雰囲気の話しあいでした。いつの間にか自分も楽しんで話しあいに参加でき、すごくうれしかったです。それに明日が少し不安だったので、言いたいことを整理できたのでよかったです。終わった後も、数学の先生をしている方に苦手な数学の勉強法を聞いてみたり、東京のお勧めのお土産を聞いたり、とても楽しかったです。

大学を出て浅草に行きました。ずっと雷門を見てみたいと思っていたので、すごくワクワクしていました。いざ雷門の下をくぐったときは、迫力がすごかったです。前にSMAPが歌っていたところに来たと思うと、さらにテンションが上がりました。

翌朝、朝食をとりいよいよ本番。早稲田大学に行きました。まずはじめに子どもとユース（25歳未満の人）のみんなでグループに分かれ自己紹介をし、ミニゲームであそびました。緊張がほぐれて良かったです。僕がいたチームでは、自分の学校のことについてしゃべりました。シューレという学校の人や、いろんな人がいてとても盛りあがりました。自分の地域のことでしゃべっていたとき、大阪の人ってUSJをユニバと言うのですか？と聞かれたり、いろいろなおもしろい話をしました。（K）

元子ども兵士ミシェルさんの講演会

早稲田大学の最上階でスカイツリーを見ながら昼食をとったあと「元子ども兵士ミシェルさん講演会」に行きました。ミシェル・チクワニネさんはコンゴ民主共和国のベニという町の出身で、最初に町のおもしろい話などをされていました。驚いたのが、話を聞いていたほとんどのみなさんが日本語訳を聞く前に理解して、笑っていました。むずかしい英語を聞きとるのがすごくて、自分たちもそれくらい英語ができればいいなと思いました。

それからアフリカ大陸のことについて、メディアの多くは暴力や残虐な行為、アフリカは貧しい国など、貧しさばかりを報道していて、アフリカに対する良くないイメージをもつ人がいることにとても心を痛めるけど、本当はアフリカは世界一美しい、ベニは世界一美しいということを多くの人に知ってほしいと言っていました。アフリカは貧しいところもほんの少しあるかもしれないけれど、自然がとても豊かで、さまざまな民族がいて、とても良いところだと思います。

ミシェルさんは5歳のとき、ライフルを持った人たちにいきなり誘拐されました。一般人がライフルを持って歩いているというのがごく普通の光景のため、警戒せずに友だちとみんなで遊んでいたところを襲われたそうです。自分たちの住む日本ではこのようなことはあり得ないので、そういう危険が生活のすぐそばに潜んでいるということに改めて驚きました。毎日厳しい訓練を無理やりさせられて、ある日すきを見て逃げ出し命がけで村に帰ってきたそうです。ミシェルさんの友だちはその場で殺されたりして、ほとんどが亡くなってしまったそうです。こんなひどいことは今でもあるそうで、とても悲しい気持ちになりました。どこのだれがいつまでこんなひどいことをするのかと思うととても腹が立ちます。みんな同じ人間なのにあり得ないと思いました。ミシェルさんは、そんなことがいつまでも続いてほしくないという一心で、たくさんの地域で今回のような講演会をしています。

ぼくも英語をもっと勉強し、海外に出てこういうボランティアをしたり人の役に立てる仕事がしたいなと強く思いました。

その後、今度はおともいっしょになってグループに分かれ、いろんなことを話しあいました。前半ではみんなでバラバラに分かれ、自分たちの活動内容や午前中に話したことをリーダーのような人に話していくという感じでした。

ぼくの班では、ぼくともう一人のユースの方以外おとなでした。なかには昨日、東洋大学であった

方もいました。午前のことを話したあと、「子どもの権利における子どもの一番の利益」という内容で話しあいました。ちょっと内容が難しかったのですが、自分の権利が守られていた!という体験談をいくつか話したり、赤ちゃんポストという題でも話しました。なかなかいい話しあいができたと思っています。

後半は、生きる・育つ・守られる・参加する、のグループに分かれ、話しました。ここではある程度話したあと、代表者が発表し、たくさんのさまざまな意見が聞けてよかったです。その後、みんなで写真を撮って楽しかったフォーラムも終了しました。

今回は、良い経験をさせてもらえて本当に良かったです。たくさんの人に出会えたことや話しあえたことが一番うれしかったです。ミシェルさんの話などを聞いて、自分が将来何をすべきかなど、いろんなことをじっくり考えることができました。これから自分にできることが何かないか、しっかり考えて物事を見つめていけたらいいなと思います。(K)

私の班はおとなが多くて、午前中に何をしようと思ったかを言いあいました。自分にとっての権利を話すとき、この前接客業について取材したことを話しました。自分たちの取材したいという願いがおとなの方々の協力により叶ったことは、私にとっての権利が守られていたのだと改めて気づきました!身近な子どもの権利についても話しあいました。

はじめて子どもの権利条約フォーラムに参加して、たくさんのことを学ぶことができました。いろいろな人と会話して、ミシェルさんの講演を聞いて、私の周りでは権利が守られていることが多いと改めて感じました。しかし、世界には権利を守られていない子ども、権利を知らない人が大勢います。私は今、権利が守られて生活しているので、子どもの権利のことをたくさんの人に伝えてたいです。充実した時間が過ぎてよかったです!(H)

都合のいいときだけ子どもを対等に見る

フォーラムへ行く前は、いろんな話が聞けると思って楽しみだった。自分は、話を聞く方が好きなタイプだから、聞かれたことにちゃんと答えられるかが不安だった。実際は、思ったよりたくさん話せた。

午前中は、子どもとおとなが別で、午後はいっしょに話しあった。午後は最初にグループの人に午前中の報告をお互いにしあった。僕は、子どもの分科会で「子どもの休む権利がおとなの人にあまり認められていない」という話で盛りあがったことを報告した。子どもが休める場所は少ないと思う。特に、小中学生位の子の休む場所があんまりないと思う。遊ぶ場所も少ないけど、休める場所が少ない。あと「おとなは待てない」という話があったことも報告した。

午後の分科会のテーブルは「育つ」を選んだ。ユースは自分1人であとはおとなだった。心に残った話は2つ。1つは、震災で学校に行けなくなった漁師の息子が、学力がなくて困っているという話。お父さんに「将来は漁師になるんやから勉強せんでええっ」って言われて大きくなったけど、漁師を継ぐことができなくなって、働ける場所がなくて困っているって。もう1つは、保育士を目指している

学生が実習先で「教育者主体で子どもの気持ちを大切にしていない」「先生は、子どもがやりたいと思っていることをやっているわけじゃない」と感じたという話。僕も保育士とか子ども関係の仕事をしたいと思っているから、そういう感じにはなりたくないと思った。その人が「小さい子どもの人権が守られていない」という話をして、保育園は小さい子どもの場所なのに…と思った。そこから「子どものいうことをおとなは聴けない、聴かない」という話になった。僕は「おとなは都合のいいときだけ子どもを対等に見る」と言った。

元子ども兵士の講演では、「子ども兵士」という言葉が初めてで、兵士の儀式の話は強烈だった。あと、お父さんが真実を伝えようとしたら毒殺されたという話で、なんで真実を伝える新聞を出そうとして、毒殺されなければいけないのか。そこには政府かなにかのやましいことがあったのかなあと考えた。ミシエルの話のあと、同じ中学生の人がみんなの前でスピーチをした。あんな風に人前でマイクを持つという「行動」がすごいと思った。

実は今日、家庭科のテストで「子どもの権利条約」が出た。年代と4つの柱と主な内容をうめる問題で、友だちのノートには子どもの権利条約のことが書いていたから、ほんまは授業でやったんやと思う（笑）。テストを見たとき「あ!」と思って、なんとか埋められました。（R）

みんなちがってみんないい??

E: 午後の分科会で私とFちゃんは「参加」のテーブルにすわった。私はそこで「あそびは大事」って言ったら、みんな「そうやな〜」って。私はずっと勉強づめでは毎日つかれるからあそびが大事やと思うと言った。

F: 「みんなちがってみんないい〜♪」おばちゃんがずっとこの話してたな。みんなの話は難しくて私はよくわからなかった。でも、頭のなかでその言葉は、ずっとくりかえし歌っていた。

E: なんか難しい話やったよな。「みんなちがってみんないい」っていうけど「本当にみんながちがっていいのかな?」って聞かれたかと思ったら「みんなちがうって本当?」「本当に同じところはない?」「みんながちがったらおかしいでしょ?」とかどンドン言われて。なんか裁判みたいな聞き方やったから、どっちかなあって考えてた。

F: 最後は、いいのか、そうじゃないのか。何を聞かれているのか、わからなくなっちゃった。でも、その人は次のグループでもその話をしていたから「一番話したいことなんかな」と思った。

E: (元子ども兵士の) ミシエルが5才のときに、学校の運動場で遊んでいたら、銃を持ったおとながきて連れ去られた。家に帰りたいと泣いたら、笑いながらナイフで手のひらを切り開かれて、手に麻薬をいれられてミシエルは気絶したっていう話を聞いた。よう生きてられたなあ…どうやって、麻薬を取り出したんかなと気になった。私は前にテレビでミシエルを見たことがあった。「なんか聞いたことがあるな〜」と思って聞いていて「5歳で兵隊」のところで、あつ!とわかった。5歳は妹より小さい。テレビは回想の映像が強烈やったから、残っていて思い出しながら聞いた。

F：怖かった。5歳と聞いて、ドキッとして「あ～、聞きたくない～」ってずっと思ってた。途中で、ミシェルとお母さんが手をつないでいる写真があって、ミシェルが笑っていてよかったって思った。よくわからなかったけど、戦争の話はいやや!ってずっと思ってた。本当は、耳を押さえておきたかった。

E：え、戦争の話ちがうで。

F：そうなん?鉄砲をもって、人殺してるのに?村の人もいっぱい殺したのに?じゃあ戦争って何なん?

E：戦争が何かはわからないけど…ミシエルの話は「子どもも兵士になる」という話で、戦争の話ではないと思ったよ。最初にもう少し解説をききたかったね。





第15回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

子どもの権利トークカフェ

子どもの権利条約ネットワーク



当団体、NPO 子どもの権利条約ネットワークが「子どもの権利条約批准20周年キャンペーン」の一環として2014年度に行った取り組みの1つが「子どもの権利トークカフェ」とそれに続く子どもの聞き取り企画です。

「子どもの権利トークカフェ」は連続企画の取り組みで、子どもの権利に関わるトピックについて話題提供をうけ、参加者それぞれの考えや思いについての語り合いの場を持ちます。「〇〇×子どもの権利」と

いうテーマ設定で毎回「〇〇」の部分に、子どもや子どもの権利に関わるトピックが入ります。「〇〇」に入る様々なトピックを通して子どもの権利を考えていくと共に、子どもの権利の視点でそのトピックを振り返ってみる場を子どもとともにつくっていくことを目指しています。

一方通行にプレゼンを聴講するのでもなく、プロセスが作りこまれた参加型ワークショップを体験するのでもなく、どちらかというと、語り合いの場、対話の場をつくれたらいいと思っています。普段、子どもや子どもの権利に関わる実践をしている人たち、当事者の方々からお話を聴き、想ったことや疑問を重ね合いながら対話を進めることを通して、そのトピックについて考えてみよう、学び合っていこうというスタイルです。

各々の回では、まずはリソース・パーソンから、子どもや子どもの権利に関わる実践について話題を提供してもらい、その後、参加者もリソース・パーソンも一緒になって、その回のトピック（「〇〇」）を通して見えてくる権利の重要さや難しさについて考えていきます。

また、このような語り合いの場を、トピックを変えながら連続的に回を重ねることで、多様なトピック、とくに実践的なトピックから子どもの権利について改めて考えていくことにつながることを期待しています。子どもの権利とはどのようなものか、なぜそれが重要なのか、その実現のためにどのような意識や努力が求められているのか、などを多様な話題から、様々な角度で、共に考えていきたい、そう思ってこれからも企画していきたいと思います。

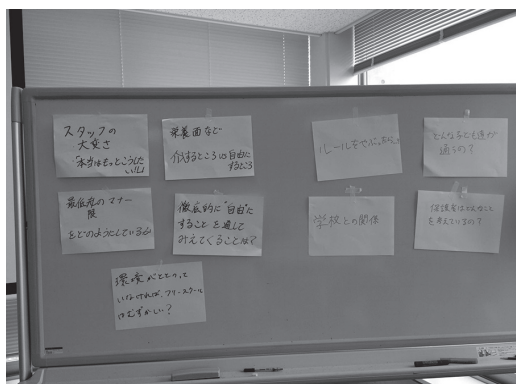
ここで挙げている＜実践＞とは、何も形がしっかり決まっている専門的なものだけをさしません。子どもや子どもの権利に関わることであれば、日常的な子どもとの遊びや、一人ひとりのライフストーリー

● の中に、子どもと関わりを持った経験なども指しています。つまり、様々な立場にいる人誰でも当事者としてリソース・パーソンや参加者として関わることがコンセプトに含まれています。

● 第1回目は、6月28日（土）に「子どもの学び × 子どもの権利」というテーマで開催しました。リソース・パーソンとして「湘南サドベリースクール」スタッフ（当時）の小谷敏也さんをお迎えし、湘南サドベリースクールでの実践やそこで見る「子ども」の様子や力などを

● お話頂きながら、子どもの主体性を尊重して学びの場をつくるとはどのようなことか、そこから見える子どもの力、学びの力とはどのようなものかを、参加者と共に考えました。

● 参加した子どもの意見を聴きながら、とともに学びの場における子どもの権利、とくに自身の学びの場をつくるための意見表明権やそのプロセスへの参加について語り合いました。



◇参加者の声 齊藤美月（フェリス女学院大学 3年）

● 小谷さんのお話は今まで自分が思っていた教育の場の考え方を覆すものでした。時間割があつて、担任の先生がいて... そんな既存の学校生活しか経験のない私は、まずサドベリースクールがどのような場所なのか理解するところからでした。

● すごく素敵だな、と感じたところをひとつ。子どもたちは自分の意見を相手に伝える力、分かりやすく聞いてもらえる言い方などのコミュニケーション能力が自然とスクール内で培われているのだと感じました。その力は今の教育の場で培うのは難しく、しかし人が周りと共に生きていくために必要不可欠な力だと思います。

● サドベリースクールという環境の中で、子どもたちがどのように日々成長し学んでいるか。それをスタッフはどのように見守るか。スタッフだからこそ見える子どもの真の姿、また自身の考えや葛藤、またスクール内での問題や悩みなどの本音も聞くことが出来ました。楽しさはもちろん、自分の考えを改められるいい機会でした。

● 第2回目として、7月26日（土）に「不登校 × 子どもの権利」というテーマで開催しました。「不登校の子どもの権利宣言を広めるネットワーク」のメンバーがリソース・パーソンとなり、学校外の居場所としてのフリースクールや、家で育つホームエデュケーションについて、また、「不登校の子どもの権利宣言」を通して、学校の中と学校外で育つ子どもの権利について考える時間を持ちました。

● 話題提供のため、「不登校の子どもの権利宣言を広めるネットワーク」の代表の彦田くるみさんと、子どもメンバーの浦野了琴さん、横川雪さんを中心にその場の語り合いをつむいでいきました。子ども参加者、話題提供をしてくれた子ども、おとなの参加者とともに、子どもの居場所における学びや、子どもの学びを子どもとおとなと共に育む権利の意義を共に考える場となりました。



◇参加者の声 加村浩介（東洋大学 4年生）

元々子どもの権利や不登校について関心があり、当日はお菓子と飲み物を囲んだ和気あいあいとした楽しい雰囲気の中で参加させていただきました。

今回は「不登校の子どもの権利宣言」をテーマにして実際に不登校を経験し権利宣言の製作にも携わった方々から条文一つ一つに込められた思いや製作のいきさつやきっかけを教えていただき、また他の参加者の方々も不登校こどもの権利宣言を受けて子どもたちの抱える思いにどのように答えていくべきか、もっと不登校

校への理解を広く伝える為にはどうすればいいのか、時には権利宣言の課題など、様々な視点から自身の体験談なども交えた意見を交換しあうことでとても充実した時間を過ごすことができました。

色々な立場の人が集うトークカフェでは自分では気がつかなかった視点での意見で勉強になることも多く、またこのような機会があれば是非参加したいと思います。

◇町田恭平（早稲田大学 大学院）

個人的な意見ですが、他者からの理解や承認を求めないという在り方も一つの形なのではないかと感じました。例えば、高齢な人など、時代性、世代間の埋められない差があると思います。そこで、どこまで相互理解していこうとする姿勢を貫くべきなのか。自分の考えですが、息苦しい・辛いと感じる場所から逃げる・離れることはアリだと思うし、自分もそうしてきています。しかし、そうすることで、孤独になることもあります。それは自分の”選択”として受け入れ、そこからはある種闘いだと思います。自分の主張を持ち、それが理想かと思います。（精神論のような強い意見になってしまいましたが、）また次の機会にディスカッションできたらなと思います。ありがとうございました。

第3回は9月13日にバーベキューをしながら、やわらかな雰囲気やにぎやかでインフォーマルな雰囲気を通して、子どもの権利に関することや子どもの権利に関わる活動・実践について話をする機会を持ちました。子どもからの企画提案や要望があり、硬い形式を取っ払ったかたちで企画・実現されたトークカフェです。

不登校やフリースクールの啓発活動をしている子ども参加者も含め、子どもの権利について様々なトピックで活躍している人たち、子どもの権利についてもっと知ってみたい人たちが集まって、バーベキューをしながら、食べものを食べて交流し、親睦を深める機会を持ちました。子どもの権利や教育について、その啓発の意義を実感している仲間と語り合う場となりました。

参加者からは、ともに「自分がやれること・やりたいことをやる時間と空気感」、「誰も無理せず、そのままでいれるような空間・場」を通して、子どもの権利に関する興味・関心をもった人たちが交流することができてよかったとの感想がありました。

子ども参加者のメンバーが火起こしを頑張っていたり、大学生の参加が一緒に頑張った際に火がつ

かなったときにも、他の人にバトンタッチしあいながら、そのように一緒に活動をするなかで「ついで」に日常で感じる子どもの権利の大切さを話したり、感じあいました。遊びたくなったら遊んで、食べたくなったら食べる、そのような空気のなかで子どもの権利について語り合える場、普段の葛藤などを語り合える場となりました。

会場にいた他の子どもも「乱入」し、遊びたい人が、いつの間にかナチュラルにその子たちと遊びながら、遊びたいことをし、誰も拒否せずに受け入れるということを自然にやっていた場の中で、本当に楽で素直に楽しみながら、子どもの権利についての語りが交わされました。

権利・教育のことについて話す時間をあえて設定せず、しかし一緒に活動しながらの場が、学びの場であったり、子どもがそのまま・そのままであることができるような空気感が、意図的に作らなくてもあったように思う、というコメントも出てきました。

第4回は2月1日に、特別支援学級に通う子どもの企画で「子どもの居場所 × 子どもの権利」というテーマで話しました。

子どもが、自分自身が体験した・している悩みや葛藤を、様々な人に共有したり知ってもらいたい、という要望を受け開催。そこで話を聴きながら語り合いました。その場で、自分が自分らしくいるために、周囲のおとなの聴く力の重要さや、様々な学校現場における、子ども一人ひとりへの対応のための学校現場の環境の不十分さについて、子どもの普段の葛藤を聴きながら、話が展開していきました。



さらに、子ども企画者の東海さんの、(苦労している)

同じ思いをしている人たちとお互いが悩みを共有することで安心し、また違う立場の人たちに思いや現状を知ってもらうことで、その悩みや葛藤の解消へのヒントを見つけたい、というコメントをうけ、その場でトークカフェをするだけでなく、新たにさらなる子ども発案の企画を練る場ともなりました。

その場にいたおとな参加者も、このような子どもの自主的・自発的な行動を支えたい、子どもだけではやりにくいこと(会場の予約・お金のこと・イベント開催までの準備や流れ)と一緒に考えて進めたいという発言が出ました。それも、おとなが率先的に動くのではなく、子ども主体の発案からの企画実現を支えるために、子どもからのヘルプがあった時に初めて動きたいね、という話にもありました。

自分でイベントを企画したいという強い思いをうけ、イベントを開催するまでにどんな準備が必要なのか、(子ども)自身が話すこと・みんなに共有して話し合いたいことはもちろん、会場はどこにするか、どのように広報してどんな人を集めるのか、など運営を含めて企画・運営してみたい思いを聴き、その実現へ向けての話し合いの場ともなりました。

今年度のトークカフェを通して子どもから自身の権利に関する自身の日常からの話を通して出た更なる課題やテーマについて、来年度(2015年度)も引き続き子どもの権利条約の実現に向けて語り合いをもてる場をつくっていききたいと思います。

第17回「子どもの権利条約具体化のための実践」 助成事業募集

子どもの人権連事務局



趣 旨

「子どもの権利条約」の国連採択(89年)、日本批准(94年)以降、3回の日本政府報告書審査が行われ、国連からさまざまな勧告を受けています。現在、日本政府は第4、5回の政府報告書審査に向け、報告書を作成しています。子どもの人権連は、各省庁との協議やNGOレポート作成を他の団体と連携しながらとりくんでいます。

日本での条約の認知度はまだまだ高いとは言えませんが、一方でこの条約をふまえ、子どもの権利実現のために、あるいはこの条約の精神を具体化しようとするものも着実に積み重ねられてきました。

子どもの人権連では、こうした試みをさらに奨励し、機関誌等を通じて広める趣旨で、助成事業を行っています。また、東日本大震災後、子どもの権利条約を基盤にして被災地の子ども支援にかかわっているととりくみについても、引き続き特別助成を行います。ふるってご応募下さい

応募内容

—子ども自身の企画・運営—

学校、職場、地域などでの、たとえば、

＊子どもたちの学びあいやたまり場・居場所づくり

＊子どもの権利を確立するためのこころみ

＊子どもの権利条約を子どもたち自身が具体化しようとするさまざまなこころみ

など、現在おこなわれているもの、これからとりくもうとするものを問わず募集いたします。

なお、子ども自身が企画・運営等になんらかの形でかかわっているもの(かかわることを予定しているもの)に限ります。また、学校の施設設備など、本来行政が責任を持って行うべきものは対象としません。

応募方法

まずe-mailにて募集要項・応募用紙をご請求ください。応募用紙に必要事項を記入の上、活動の概要を事務局までお送りください。

◆助成費(活動費の一部として)

1件10万円を上限とし、15件程度(総額150万円)

◆応募締切

2016年5月9日(月)必着

◆その他

お問い合わせは、子どもの人権連事務局までご連絡下さい。

kodomo@jtu-net.or.jp



子どもの人権や教育に関する報道と記録から…

■ 2015/11/9 【朝日新聞】

18歳選挙権へ迷いの一歩 高校の政治学習「中立」模索

18歳以上に選挙権が与えられるのを前に、高校生らが政治を学ぶ動きが各地で進んでいる。選挙権年齢の引き下げに伴い、高校生の政治活動も46年ぶりに条件つきで認められた。学校の現場では「教育の中立性」に悩む教員もあり、模索が続く。教室に置かれた投票箱や記載台。東京都目黒区の都立国際高校で4日、初めての模擬選挙があった。選挙権年齢の引き下げを受けて、区選挙管理委員会が9月から始めた試みだ。生徒は架空の区議選候補4人の公約などに目をこらす。「候補が『二児の母』だと、親目線が政治に反映されていいと思った」「災害に強い街であるけど、リスクは人によって違う」。3年生18人が投票後に判断理由を話し合った。担当の宮崎三喜男教諭(38)は「選挙への関心を高めるのが狙い」という。政治や選挙をどう生徒に教えるか頭を悩ませている学校現場も少なくない。大阪府立高校の男性教員は知事選・大阪市長選のダブル選を題材とした模擬選挙の実施を計画している。来年夏から高校3年生が実際に投票できるとあって、関心も高いという。「安保法の採決の行方を同級生と話す生徒もいた」と話す。ただ、気になるのは文部科学省が求める「中立」だ。政治や選挙を教える際の注意点などをまとめた指導書に「教員は中立、公正な立場で指導する」「自分の考えを述べることは避ける」などとある。男性教員は模擬選挙では各党や候補者の政策は選挙公報を使って理解してもらう予定だ。「私の思想や考え方がでないように慎重を期してやりたい」と話す。一方、別の府立高校の校長は、ダブル選の模擬選挙の実施は考えていないという。国が求める教員の政治的中立性の意味がはっきりせず、教員によって政治や選挙の理解度も違うためだ。「しばらく様子を見た方がいいと思っている」模擬議会を総合学習の

授業に採り入れている教諭もいる。神奈川県立湘南台高校の黒崎洋介教諭(28)。生徒を与野党に分け、「普天間基地辺野古移設」「安楽死」など実際の課題について議論、採決する。質疑の勝敗より互いの立場を理解した議論を学ぶ狙いだ。意見が偏った場合は異論を紹介するなど中立を努めているという。「現実の争点に触れさせずに卒業させるより、判断力をつけさせるのが高校の役目では」。生徒の側も「政治」に向き合う動きが出ている。「クラスには安保法に賛成の子もいる。私は反対だけど、結局どっちかわからず話が終わっちゃう」。10月下旬、安保法に反対する関西の高校生を中心に、約20人でつくるグループ「T—ns SOWL west(ティーンズ・ソウル・ウェスト)」が企画した学習会。堺市の高校3年生の女子生徒(18)が、講師を務めた大学教授に悩みを投げかけた。女子生徒は9月、友達に誘われて学生団体「SEALDs(シールズ) KANSAI」などの呼びかけで約4千人が訪れた集会に参加。「ティーンズ」のメンバーに出会い、同世代が声を上げていることに刺激を受けた。多くの人から様々な考えを聞きたい。学習会の後、大阪市中央区の大阪城公園で、若い世代を対象に安保法制の賛否などを尋ねるアンケートに挑んだ。約1時間で約50人分の回答が集まった。「もっと勉強したい」とティーンズのツイッターを早速フォローしてくれた高校生がいた。一方で「いましかできない楽しいことをやった方がいいんじゃない?」と言う若い女性も。手応えを感じる一方で、「まだまだ政治はタブーなのかも」と戸惑いも感じた。中心メンバーの高校3年生の男子生徒(18)は「若者は政治に関心がないって言われるけど、話す場がないだけで深く考えている子もいることがわかった。ちょっとした僕たちの取り組みが、何かを考えるきっかけになったらしいなと思う」と話した。

■ 2015/11/11 【朝日新聞】

国の教育政策、効果を検証へ 来年度から実証研究

教員の数を増やすと、子どもの学力や社会性はどのくらい高まるのか。文部科学省はデータで示そうと、2016年度から実証研究を始める。「費用対効果が不明確」との指摘があった国の政策に、エビデンス（科学的根拠）を与えようという取り組みだ。文科省が10日、政府の経済財政諮問会議に計画を示した。「効果がある」と進められてきた「少人数学級」や「ICT（情報通信技術）化」などは、どのくらいの財政投資をすれば見合った効果が出るかがはっきりしないケースもあった。16年度からは自治体の協力を得て、子どもの知識や思考力、コミュニケーション能力、自尊心などをテストやアンケートなどで継続して測り、各政策がどのような影響を与えたか見る。親の年収差など政策以外の要因を取り除くよう工夫するという。こうした実証研究に有効だとして、「全国学力調査」の結果を、研究者に開示することも検討する。

■ 2015/11/12 【朝日新聞】

「教員の資質向上」強化へ 文科省、 オンライン研修など

文部科学省は、教員の資質向上のため、独立行政法人「教員研修センター」（茨城県つくば市）の機能を強化する。インターネットで各地をつなぐ「オンライン研修」など、教職員が時間や場所を選ばずに研修を受けられる仕組みをつくるという。同センターでは、校長マネジメント、道徳教育指導者養成など、役割やテーマ別に年間50回程度の研修を実施。約300人分の宿泊施設がある。10月下旬、センターを視察した馳浩文部科学相が「教育再生はいよいよ現場に浸透させていく段階に入った。教育委員会などと連携しながら、このセンターの機能強化を図り、教員の資質向上に努めたい」と説明。その上で「世界の中でも素晴らしい我が国の義務教育を支援するためにも、教職員定数の確保に取り組む」と述べた。文科省によると、センターの名称は「教

員資質向上支援機構」（仮称）に改める。従来の研修に加え、オンライン研修を始めるほか、教員養成大学や大学院と教員養成カリキュラムを開発する。また、各教育委員会と連携し、子どもが対話を通じて主体的に学ぶ「アクティブ・ラーニング」の視点を踏まえた研修プログラムの開発・普及を進める。教員採用でも、複数の自治体の教育委員会が共同で試験問題を作る際の支援を検討。教員免許更新講習の認定手続きなど、文科省が行ってきた教員免許関連の事務も担う。関連法の改正案を次の通常国会に提出する方針だ。センターは民主党政権時代の2012年1月、国への移管が決まり、独立行政法人としては廃止予定だった。政権交代によって移管はなくなり、13年12月に機能強化が閣議決定された。

■ 2015/11/12 【朝日新聞】

神奈川）奨学金制度の改善求め提言集 教職員組合が作成

「学ぶチャンスをください!」。奨学金制度の改善を訴えようと、県高等学校教職員組合（神高教、横浜市西区）がそんな表題の提言集を作った。希望する若者全員が大学などでの教育を受けられるよう、国による給付型奨学金の創設などを求めている。組合員を通じて教員らに配る。神高教によると、日本では現在、半数以上の大学生が奨学金を利用。だが、非正規雇用の増加などで返済が大きな負担になっている。日本学生支援機構（旧日本育英会）の奨学金の場合、無利子の奨学金は枠が小さく、有利子の利用が増えて事実上の「ローン」と化しているという。提言集を作ったきっかけは、高校で奨学金の担当となった教員らが、こうした問題点に気付き始めたことだった。教員にとっても、奨学金の事務作業が負担になっていたという。昨年5月、神高教内に教員ら7人で「奨学金問題プロジェクト」を立ち上げ、改善策などを議論。成果を提言集にまとめ、今年10月、1万2千部を発行した。カラー刷りで、グラフなどを多用した見やすいつくり。奨学金のローン化や、日本は高等教育の私費負担が多い点などを指摘した上で、国に給付型奨学金の創設や有利子奨学金の廃

止、地方自治体には独自の給付型奨学金の創設や相談窓口の開設などを求めた。若手教員へのアンケート結果(479人が回答)も掲載し、900万円以上借りた非常勤講師がいることなども紹介している。成田恭子・執行副委員長は「教育費の負担を家庭だけに頼るのは限界がある。勉強したいという子どもたちの思いを、社会全体で保障してあげられるようにしたい」と話した。

■ 2015/11/13 【朝日新聞】

「学校外で義務教育」

18年にも新制度 自民慎重派容認

不登校の子どもたちがフリースクールなど小中学校以外で教育を受けた場合でも、義務教育の修了を認める議員立法を自民党の議員連盟がまとめた。野党も大筋で同意しており、超党派で来年の通常国会に提出する。法案が通常国会で成立すれば、2018年4月にも新制度がスタートする。法案名は「義務教育の段階に相当する普通教育の機会の確保に関する法律案」。全国に約12万人いるとされる不登校の児童・生徒のうち、いじめなどで学校に通えない子どもの学習を支援するのが目的だ。法案が成立すれば、義務教育の場を学校に限った1941年の国民学校令以来、教育制度の大転換となる。法案では、不登校の子どもについて、保護者が市町村の教育委員会に対し、「一定期間、学校に在籍したまま学校に出席させないことができる」よう申請。教委が認めた場合、原則では籍を置いた小中学校での卒業をめざしつつ、フリースクールや、学校復帰のために教育委員会が設置する教育支援センター、家庭学習など学校外での教育も認める。学校への復帰を目指す場合、籍を置いた学校の教育内容を踏まえた「個別支援方針」を市町村教委が作る。子どもは教委の支援を受けながら学習を進める。どうしても学校への復帰が困難な場合は、保護者が「学習方針」を作ることを認める。市町村教委がこれを承認した上で子どもの学習を支援し、義務教育の修了を認定する。この際、在籍校の卒業証書は得られないが、高校進学はできる。フリースクールを認める法案は今年5月、自民、民主、

公明などの超党派議連が原案をまとめた。だが、自民党内で「不登校を助長し、学校制度が形骸化する」といった懸念が高まって法案が了承されず、国会提出が見送られた。今回は学校への在籍を前提とするなど原案を修正し、自民の慎重派も容認に転じた。安倍政権は看板に掲げる「1億総活躍」政策の中でフリースクール制度の整備を位置づける方針だ。

■ 2015/11/16 【朝日新聞】

子どもの校内暴力、 警察との連携をルール化 大阪市教委

大阪市教育委員会が、暴力や授業妨害など市立学校に通う子どもの問題行動を5段階のレベルに分け、レベルごとに学校の対応をルール化することがわかった。「プロレス技をかけるなどの暴力をふるう」などの「レベル3」から警察と連携する。児童生徒に配り、守らない学校があれば保護者らが市教委に通報する専用窓口を設け、徹底を図る。17日の市教委会議で正式に決める。文部科学省によると、問題行動への対応や考え方を例示する教委はあるが、具体的にルールを定め、対応を徹底する試みは異例。来年度の1学期を試行期間とし、2学期から本格実施する予定だ。文科省によると、小中高生の暴力行為の1千人あたりの発生件数(2014年度)は、全国平均4・0件に対し、大阪府は10・6件で47都道府県で最多。校内暴力など問題行動の対応に追われ授業が成立しないケースがあり、市教委が対応を検討してきた。検討されているルールは「学校安心ルール」と称し、「児童生徒がしてはいけないこと」と「学校等が行う措置」を問題行動1~5のレベルごとに定めている。最も軽いレベル1は「他の子に対して言葉やしぐさでからかう・無視する」などと定め、学校は「その場で注意」「別室における個別指導および家庭連絡」「奉仕活動または学習課題を課す」としている。レベル4「殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう」には「出席停止措置」「警察に通報」など。最も重いレベル5「極めて重い暴力・傷害・脅迫」は解決の主体を外部機関に委ね、「警察・こども相談センター・児童自立支援施設等における対応」と定めて

いる。市教委関係者は「明確なルールがあれば一貫性を持って指導できる。軽微な段階からルールに則した対応をすることで、子どもたちがより重い段階に進まないようにしたい」と話す。現場の受け止めはどうか。「教員の指導力だけでなんとかなるという考えは時代遅れ。共通のルールがあれば迷わず対応でき、現場は助かると思う」と、ある市立中の男性教頭は評価する。校門の目の前でたばこを吸う。注意した教員の胸ぐらをつかんですくむ。教員の制止を振り切り、授業中に廊下に出て騒ぎたてる。いずれも教頭の勤める学校で今年起きた事案だ。「こどもは先生をよく見ている。少しでも迎合したりあいまいな態度を見せたりすれば、なめられて歯止めがかからなくなる」警察など関係機関と連携することを「学校の敗北」ととらえる現場の雰囲気はいまも残っている。夜の見回りで生徒を見つけて警察に連絡すると、保護者から「生徒を売るのか」と言われたこともある。「もはや警察など関係機関との連携なくして問題行動は対処できない」と思う。以前の勤務先の学校長は、生徒に殴られてけがを負った同僚に「指導力が足りない」と警察への通報を止めた。関係機関に頼れず、生徒とのトラブルを抱え込み心を病んで辞めた同僚もいたという。一方で、明確に問題行動の対応を定める方針に疑問をもつ教員もいる。別の市立中の50代の男性教員は「子どもは機械やない。100人いたら100通りの指導があるはず」と言う。大阪市の学校現場は経験豊富な団塊世代の教員が大量退職し、40~50代のベテランは少なく、若手教員の採用を増やしてきた。児童生徒の問題行動を経験則で対処できる教員が少ない現場で、マニュアルの必要性は認める。しかし授業に遅刻した子どもでも「母が体調を崩して妹を保育園に送る」と「二度寝した」では、おのずから対応は異なるはず、と思う。「臨機応変に対応する姿勢が教員の必須要件。荒れた行動にはそれぞれの背景や理由がある。ルール化は生徒の更生につながらない恐れがある」

■ 2015/11/25 【朝日新聞】

全国学力調査「入試使用はダメ」 文科省が要領に明記へ

日本語指導が必要な外国籍の子どもの数が昨年、全国で過去最多の2万9198人だったことが、文部科学省の調査でわかった。2012年の前回調査の2万7013人から8・1%増えていた。実際に指導を受けている子の割合は82・9%で、前回(86・5%)より少なく、指導が十分に行き渡っていない実情がうかがえる。指導が必要とされるのは、日常会話が十分できない子や、会話はできても学年相当の学習に使う言葉がわからず、学習に支障がある子。文科省は14年5月1日現在で、公立の小中高校、特別支援学校に在籍する子どもを対象に調べた。結果によると、日本語指導が必要な外国籍の子がいる学校は6137校で、前回(5764校)に比べて6・5%増えていた。こうした子が住んでいる自治体は820市区町村(前回770市区町村)で、全市区町村の約47%にあたる。都道府県別でみると、日系ブラジル人が多く住む愛知県が6373人で、全体の2割強を占めた。ほかには、神奈川県3228人、静岡県2413人、東京都2303人、三重県1920人、大阪府1913人などだった。指導を必要とする子の母語は、ポルトガル語が28・6%(前回32・8%)と最多。次いで中国語22・0%(同20・4%)、フィリピン語17・6%(同16・6%)、スペイン語12・2%(同12・9%)などとなっている。これら4言語で全体の8割を占めた。文科省国際教育課によると、日本語指導が必要な子が暮らす地域は以前は集中していたが、広範囲に及ぶようになってきているという。こうしたことから担当者は「指導が追いつかなくなっている」と話す。同省は、外国語ができる支援員の学校派遣など、自治体の取り組みへの補助を進めている。茨城県つくば市の教員研修センターで、6月にあった日本語指導者の養成研修には、全国の教員約120人が参加した。日本語能力の測定プログラムを実際に体験。話す、読む、書く、聴くの4技能のレベルを測るノウハウなどを学んだ。

■ 2015/11/27 【朝日新聞】

**大阪府教委、中3 独自テスト実施へ
高校入試に活用へ**

大阪府教育委員会は、来年度から新たに中学3年の独自テストを設け、学校ごとの結果を高校入試の内申評価に使う方針を固めた。文部科学省の反対で全国学力調査（学テ）の入試使用を今年度限りで断念したことを受けた措置。松井一郎知事が26日、府教委の方針を了承した。27日の府教委会議で正式に決め、来月の府議会に提案される。学力テストの入試使用、今年度限りに大阪府教委断念へ独自テストの新設により、全校一斉の実力テストで学校のレベルを把握し、内申評価に使う全国でも異例の「大阪方式」は維持されることになった。府教委関係者によると、独自テストは国数英理社の5科目。来年度の3年生から対象とし、来年6月下旬実施で調整している。テストの結果をもとに各校のレベルを評価5~1の範囲で把握し、生徒の内申点の平均が指定するレベルに収まるようにする。成績の良い学校はより多くの生徒に高評価をつけられ、逆の場合は評価を抑えられる。府教委は今年度から、生徒ごとの目標達成度をみる絶対評価を採用。学校や教員によって評価尺度に偏りが出ないように中3の学テ（今年は国数理3科目）を内申評価に使うことを決めた。しかし文科省の専門家会議は「調査の趣旨から逸脱する。使用すべきではない」と批判。松井知事は「上から目線。徹底して戦う」と強く反発した。しかしその後の協議も進展を見ず、府教委は来年度の入試にも影響が出ることを懸念し、学テ使用の断念を決断。文科省も24日の府教委との協議で学テの実施要領を変更して来年度以降の入試使用を禁じる方針を伝えた。府教委関係者は「独自テストは学テより科目数を増やす。学校によって偏りが出る絶対評価の欠点を抑えられ、より公平性を担保できるようになる」と話す。

■ 2015/11/28 【朝日新聞】

**児童養護施設「20歳未満まで」
有識者委、年齢引き上げ提言へ**

18歳未満となっている児童福祉法の対象年齢について、厚生労働省の有識者委員会は27日、来年度から「20歳未満」への引き上げを求める方針を決めた。児童養護施設や里親家庭で暮らす子どもたちが、20歳になるまで居続けられるようにする狙いがある。来月10日に提言をまとめる。有識者委は提言案で、1947年制定の同法の対象年齢を「今日の状況を勘案していない」と指摘。高校を卒業しただけでは経済的な自立が難しいとし、親から虐待を受けた子どもたちに教育の機会を保障するためにも対象年齢を「少なくとも20歳未満に引き上げるのが妥当」とした。必要に応じて22歳まで延長可能とする必要性も指摘した。これまでの議論では、子どもたちが原則として18歳で児童養護施設や里親家庭を出なければならないことについて、「一定の年齢に達したからといって支援を終えるのではなく、支援の必要性で判断すべきだ」といった批判が出ていた。児童福祉法は18歳未満の障害児や慢性疾患のある子どもへの支援も定めており、この対象年齢も「段階的に引き上げる」とした。厚労省は提言を受け、来年の通常国会で法改正すべきかどうか検討する。

■ 2015/11/30 【朝日新聞】

**被災3県から転出の子ども、
1万人超 最多は福島8千人**

東日本大震災の影響で、岩手、宮城、福島の3県から県外の学校や幼稚園に移っている子どもは1万271人で、昨年より1181人減った。文部科学省が30日、発表した。幼稚園と小、中、高校について、転出者を5月1日現在で集計した。県別では、福島県からの転出が8729人（昨年比1038人減）で最も多く、宮城県は1258人（同142人減）、岩手県は284人（同1人減）だった。転出先は、山形県が1119人で最多。新潟県1092人、埼玉県821人なども多かった。昨年から減少には、ふるさとに帰還した子どものほか、高校

卒業に伴い調査対象外になったケースも含まれる。文科省の担当者は「転出先の学校で学ぶ子は依然多く、そこでの生活が少しずつ固定化しつつあるのかもしれない」と説明している。

■ 2015/12/3 【朝日新聞】

子どもの貧困放置なら生涯所得が 2.9 兆円減 日本財団「経済へ影響甚大」

子どもの貧困対策をしなければ、2013 年時点で 15 歳の子どもの生涯所得の合計は 2・9 兆円少なくなる——。日本財団の推計でこんな結果が出た。税金など将来の政府の収入も 1・1 兆円減るとして、子どもの貧困対策を経済対策としてとらえるよう提言した。13 年 10 月時点で 15 歳で、生活保護世帯や児童養護施設、ひとり親家庭の子ども約 18 万人を対象に推計。貧困でない世帯より高校中退率が高く、大学進学率が低いことなどが就職に影響するとし、現状のままと、未就学児への教育支援などをした場合の 2 通りのシナリオを示した。現状のままであれば正社員になれるのが 8 万 1 千人で、無職は 4 万 8 千人。改善すると、正社員は 9 千人増え、無職は 4 千人減る。この条件で 64 歳までの生涯所得の合計を試算すると、現状が 22・6 兆円で、改善すると 25・5 兆円になる。所得に応じて増える所得税や社会保険料から生活保護費などの給付額を引いた政府の収入額は、現状が 5・7 兆円で、改善すると 6・8 兆円になるとしている。日本財団は「経済への影響は甚大だ。経済対策としてとらえ、格差の解消に有効な施策を模索することが求められる」と指摘している。

■ 2015/12/7 【朝日新聞】

夜間中学、増やそう 7 道県が新設検討 文科相「都道府県 1 校ずつ」

さまざまな事情で義務教育を十分に受けられなかった人が通う夜間中学校を増やそうと、文部科学省が動き出した。貧困対策が求められる中、基礎学力をつけて就職や進学につなげる狙いがある。各地の教育委員会も、「学び直し」の門戸拡大へ検討を始めた。「全国の都

道府県に一つ（ずつ）は夜間中学校を設置できるようにしたいというのが、私の長年の希望」。10 月中旬、馳浩文部科学相は、川口自主夜間中学（埼玉県川口市）が主催したさいたま市での集会で、こう述べた。文科省によると、ボランティアらが運営する自主夜間中は、識字教室なども含めて全国約 300 カ所があり、外国人を含む約 7400 人が通う。一方、公立の夜間中は 8 道府県の 31 校にとどまる。公立は教科書が無料で、授業料もかからないなど、生徒側の利点が多く、増設を望む自主夜間中などの関係者は多い。夜間中の拡充をめざす馳氏は昨年、超党派議員連盟を設立。文科省も夜間中を「貧困のセーフティネット」と位置づけ、動き出した。義務教育段階の学力が不十分な場合、就職などの大きな壁になりかねないためだ。夜間中で学び直してもらい、就労や進学につなげる狙いがある。文科省は今年度、夜間中がない 39 道県のうち熊本や静岡など希望した 7 道県に、設置に向けた課題などの調査費 420 万円の予算をつけた。さらに 7 月には、中学で大半を欠席するなどしたものの、卒業が認められた「形式卒業生」も、夜間中に再入学できるようにするよう全国の教委へ通知。学校外で学習した不登校生らは、校長が認めれば卒業できる。ただ公立夜間中への再入学は、「既卒」を理由に認められていなかった。

■ 2015/12/11 【朝日新聞】

学校にスクールソーシャルワーカーを 中教審答申案

専門知識を持つ人材が忙しい教員を支援する「チーム学校」のあり方について、文部科学相の諮問機関中央教育審議会が 10 日、答申案をまとめた。福祉の専門家スクールソーシャルワーカー（SSW）を学校に必要な職業として法令に明記することなどが柱。将来的には、複数校担当を前提に約 3 万の全公立小中学校への配置もめざす。年内にも文部科学相に答申され、文部科学省は来年の通常国会に学校教育法などの改正案を提出する方針。早ければ 2017 年度に施行される。学校現場では、教員による個別対応が必要な障害のある子や

不登校が増加。貧困や虐待といった福祉分野の支援が求められる課題も多い。文科省の調査では小中高校の約74%が必要を感じていた。人数が少ない上、勤務日数が限られていることなどが課題とされている。SSWが学校に必要な職員として認められることで、文科省は今後の増員につなげたい考え。来年度は、全国2247人のSSW（15年度、国の補助金の対象）を、800人増やす予算要求をしている。ただ、厳しい財政事情の中、めざす全校配置の実現性は見通せない状況だ。答申案では、多忙でなり手が少ない副校長や教頭を支えるために、事務職員にも学校運営に関わる役割があることを法制化することも明記した。また、スクールカウンセラーの充実、部活の技術指導などを担う外部の「部活動指導員」（仮称）も法令に位置づけることも盛り込んだ。

■ 2015/12/12 【朝日新聞】

ひとり親家庭、児童扶養手当増額へ 来年度、2人目から

ひとり親の家庭に支給される「児童扶養手当」について、政府は来年度から子どもが2人以上の家庭への支給額を引き上げる方針を決めた。年末の来年度予算編成に向け、倍増を軸に厚生労働省と財務省が調整している。2人目の支給額引き上げは35年8カ月ぶり、3人目以降は21年半ぶり。児童扶養手当は1人目の子ども分として月額最大4万2千円が支給されるが、2人目は5千円、3人目以降は3千円ずつと大幅に減る。これを2人目に1万円、3人目以降に6千円ずつと、それぞれ倍増することを軸に検討している。受給者は3月時点で約105万8千人。10年前より約14万7千人増えた。子どもが2人以上いる受給者は約42万3千人で、全体の4割を占める。ひとり親家庭の貧困率は54・6%（2012年）と高く、子どもが多い世帯ほど家計支出が増える。支援団体などは第2子以降の支給額引き上げを求めており、政府は子どもの貧困対策の目玉とする考えだ。増額に必要な国費は100億円弱とされ、今後の予算編成の中で調整する。また、国費とは別に支給額の3分の2を自治体が負担しており、政府はこの地方負担が増える分を交付金で賄うこと

も検討する。安倍政権が掲げる「1億総活躍社会」の実現に向けた国民会議が11月末にまとめた緊急対策では、児童扶養手当について「財源の確保とあわせて機能の充実を図る」と記された。会議では委員から「離婚する夫婦が増えるなか、ひとり親も安心して子育てできるしくみを整えないと出産をリスクと感じてしまう」と増額を求める声が出ていた。ひとり親家庭の支援に向け、政府は年内に政策パッケージをまとめる。児童扶養手当の増額のほか、就労支援や子どもの学習支援などを盛り込み、子どもの貧困解消を目指していく。

■ 2015/12/17 【朝日新聞】

不登校生支援、6億円補正案 政府、 フリースクール費補助

政府は、不登校の小中学生支援策として、今年度の補正予算案に約6億円を盛り込む。民間のフリースクールに通う子どもがいる生活が苦しい世帯への経済支援が柱。来年度予算の概算要求に盛り込んでいたものを一部、前倒しする。フリースクールは不登校生らを受け入れている。新たな経済支援策は、全国の10地区程度でモデル事業として始める。生活保護を受ける世帯などを対象に年10万～15万円程度を補助し、フリースクール費用などの負担を軽減する狙い。文部科学省の調査によると、フリースクールをはじめ不登校生らを受け入れる施設は全国に少なくとも474カ所ある。平均で入会金約5万3千円、月約3万3千円の費用がかかる。不登校生の支援ではこのほか、学校復帰のための指導・援助をする教育支援センター（適応指導教室）の整備を自治体に促す取り組みも進める。まだ整備していない約4割の自治体を対象に費用を補助する。補正予算案には公立夜間中学の拡充策も盛り込む。「全都道府県に1校ずつ」を実現するため、未設置の39道県を対象に、設置について検討する費用約2千万円を計上。すでに7道県が検討を始めているが、残りの32県にも広げる。

■ 2015/12/16 【朝日新聞】

幼児教育無償拡大へ 低所得世帯、
3人目以降全てに

政府は、子どもが3人以上いる低所得の家庭への支援策として、3人目以降の子どもの幼稚園や保育園の保育料を、来年度からすべて無償とする方針を固めた。無償化の対象を広げて子育て世代の負担を軽くし、少子化を食い止める狙いがある。いまの制度では、子どもを保育園に通わせている場合、1人目の子どもが小学校入学前なら、2人目の保育料が通常半額に、3人目以降は無料になる。1人目が小学校に入ると、2人目は半額負担から全額負担、3人目も無料から半額負担と負担増になる仕組みだが、来年度からは年収330万円以下の世帯は、第1子の学年に関係なく、第2子の保育料はすべて半額に、3人目以降は無料にする方針だ。幼稚園に通わせる世帯の場合も、いまの制度では1人目が小学3年生以下なら、2人目の保育料は半額に、3人目以降は無料になるが、こちらも年収360万円以下の世帯に限り、第1子の学年を問わずに負担軽減策の対象とする。保育園の場合、現在、約52万人超の園児が負担軽減策の対象となっているとみられる。1人目の進級で負担額が急に膨らむため、要件を緩めるよう求める声が出ていた。新たに必要国と地方の支出は、保育園分が370億円程度、幼稚園分が約55億円。来年度当初予算案に計上する。幼稚園分は、高校無償化の対象に所得制限を設けることで浮いたお金を充てる。保育園分は予算の見直しによって確保した。「1億総活躍社会の実現」を掲げる安倍晋三首相は、子育て世帯への支援を打ち出しており、子どもが多い世帯への支援も強化することにした。幼児教育の無償化は、自民党が2005年の衆院選以来、公約に掲げる。すべての3~5歳児の保育料を無料にすると、年間で7千億円以上の財源を確保する必要があるため、政府は段階的に無償化の範囲を広げる方針だ。

■ 2015/12/17 【朝日新聞】

子の貧困、国が解消策 児童扶養手当、
来年8月分から増額

政府は21日、子どもの貧困解消や児童虐待防止への政策パッケージをまとめた。子どもの貧困解消策では、ひとり親や子どもが2人以上いる世帯への支援を強化。低所得のひとり親に支給する児童扶養手当の増額が目玉だ。来年度予算案に具体策を盛り込む。児童扶養手当は来年8月分（12月支給）から支給額を引き上げる。現在、2人目の子ども分として月5千円、3人目以降は月3千円ずつ一律に支給されているが、所得に応じて最大で倍額を支給する。2人目は年収171万7千円未満であれば1万円、3人目以降は227万1千円未満であれば6千円を支給する。1人目の支給額は最大月4万2千円のまま据え置く。引き上げは2人目が36年ぶり、3人目以降が22年ぶり。ひとり親を支援するNPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」の赤石千衣子理事長は「所得要件が設けられたことは残念だが増額自体はありがたい」と話す。親の貧困が子どもに連鎖することを断ち切るには大学進学の後押しも不可欠とし、「18歳になった年度末までの支給期間をせめて20歳まで延長すべきだ」とも指摘した。政府は支給額の3分の2となる地方負担分のうち増加分を交付金で賄うことも検討したが、見送った。

■ 2015/12/22 【朝日新聞】

部活の外部指導者を職員に 中教審、
「チーム学校」答申

中央教育審議会は21日、専門知識を持つ人や地域の人たちと協力する「チーム学校」について、馳浩・文部科学相に答申した。部活動を支援する「部活動指導員（仮称）」の制度化や、福祉の専門家スクールソーシャルワーカー（SSW）の充実などを盛り込んだ。いずれも、早ければ来年度中にも学校職員として法令に位置づけられる。教員の負担を減らそうと、部活動に外部から指導者を招く学校が増え、中学の場合は約3万人。だが、ほとんどが学校外の協力者で、顧問や土日の試合で

校外への引率はできず、主に技術指導をしている。学校職員である「指導員」として法令に明記し、顧問も引率も可能にする。国際調査によると、日本の教員が部活指導に費やす時間は、中学が週7・7時間で調査に参加した国の平均の3倍を上回る。別の調査では、中学の運動部顧問の46%が、担当競技の経験がなかった。SSWも学校に必要な職員として法令に盛り込む。答申は、住民らでつくる「地域学校協働本部（仮称）」の新設も提言。登下校の見守りや放課後子供教室などバラバラだった活動を束ねることで、支援する人材を融通しやすくするのが狙い。文科省は2017年度以降、徐々に全公立小中学校に広げる方針だ。中教審は、教員の資質向上のために研修を充実する法令改正も答申した。

■ 2015/12/25 【朝日新聞】

体罰で処分の教員、952人 前年度の4分の1

子どもに体罰をしたとして14年度中に処分された公立学校の教員は952人で、過去最多だった前年度（3953人）の4分の1に減った。12年に大阪市立桜宮高校で教員の暴力を受けた生徒が自殺した事件を受け、文科省は13年春に緊急調査を実施。処分件数が大幅に増えていた。14年度は減ったものの、桜宮事件前の2倍以上だ。文科省の担当者は「従来よりきめ細かく把握に努めるようになったのでは」と話す。体罰を受けた児童生徒は、小中高校、中等教育学校、特別支援学校合わせて1726人。体罰があったのは、小学校が授業中（57%）、高校は部活動中（37%）が多い。内容は「手で殴る・たたく」（55%）、「蹴る・踏みつける」（13%）が多かった。把握のきっかけ（複数回答）は「教員の申告」が38%、保護者の訴えが35%などだった。都道府県によって処分数が大きく違い、最多の大阪府は130人。山梨、奈良両県は0人だった。文科省によると、実態把握の方法がまちまちだという。大阪市教育局は桜宮事件後に、体罰や暴力行為は必ず市教育局に報告するよう指針に明記。「該当するが微妙な案件も上がってくるようになった」という。ゼロだった山梨県教委は、体罰の内容

を明確にした防止指針を作った。担当者は「教員の意識が変わった結果ではないか」と話す。岡山県内では前年度の151人から4人に減った。県教委の担当者は「見逃したとは思わない。体罰根絶の研修も重ねている」と話す。

■ 2016/1/5 【朝日新聞】

教科書選定、文科省が方針見直しへ 検定後に説明会開催

教科書会社が検定中の教科書を外部の教員に見せていた問題を受け、文部科学省は、教科書会社に出した2007年の通知を見直す。検定中には外部の教員に見せないことを改めて強調する一方で、検定済みの教科書を自治体ごとに選ぶ段階では、教科書会社に対して説明会などの開催を禁じていたこれまでの方針を改め、公の説明の場を設ける方向だ。16年度に検定がある小学校の特別の教科「道徳」からの適用に向けて今春、新たな通知を出す。教科書は、1年かけて国の検定を受けて合否が決まる。合格すると「採択」の手続きに移る。公立小中学校が使う教科書は各地の教育委員会、国立や私立学校では校長が選ぶ。教科書会社が検定中の教科書を外部に見せることは、教科書検定の規則で禁じられている。採択期間中も、教科書会社が説明会や講習会を主催することや、著者らがこうした会合に関わることは、文科省の07年の通知で禁止されている。新たな通知では、教科書会社が検定中の教科書を見せる行為について、禁止を徹底する。一方、採択期間中に教科書会社から教育委員会などへの説明や意見を聞く公の場を設けることは教科書の改善に役立ち、宣伝活動の水面下での過熱を防ぐことにもつながる、と文科省はみている。



活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんぷおめーしょん／子どもの人権連／NO.149

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2016年3月22日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438 (子どもの人権連)

年会費 個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円